



燕市まちづくり基本条例  
素案に関する提言書

平成22年11月13日

燕市まちづくり基本条例市民検討会議

## 目次

I	はじめに	1
II	条例制定に向けた提言	
1	条例の必要性	2
2	条例素案の名称	2
3	条例素案の考え方	2
4	条例素案の全体構成	7
III	条例素案の内容	
◇	前文	8
◇	第1章 総則	9
◇	第2章 まちづくりの主体	14
◇	第3章 協働	24
◇	第4章 市民参画	27
◇	第5章 情報共有	33
◇	第6章 市政運営	36
◇	第7章 条例の尊重及び見直し	40
IV	おわりに	42
V	参考資料	43

## I はじめに

---

私たち「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」（以下「市民検討会議」と称します。）は、市民参画と協働による市民主体の活力あるまちづくりを推進するため、まちづくりの基本ルールとなる「まちづくり基本条例」素案の提言を目的に、平成21年6月、市民公募委員の25名を中心に、市の職員委員15名を合わせた40名で発足しました。

「まちづくり基本条例」の素案の提言に向け、8回の学習会と16回の会議に積極的に参加し、分かりやすくみんなに理解され、自分たちのルールとして市民が共有することができる条例を目指して、市民と市職員がお互いに学び合い、協力し合いながら、それぞれの視点で対話や検討を重ねてきました。

市民検討会議の方針として、条例素案の策定に当たっては、検討のプロセスを最も重要視し、燕市にふさわしい条例となるよう、白紙の状態から検討を始めました。また、自分の想いや意見を反映することのできるワークショップの手法を主に採用し、様々なテーマの検討に対して委員一人一人が真剣かつ活発な議論を行いながら、全員で共通理解と合意形成を行ってきました。

検討の過程で、何より素晴らしかったことは、参加した委員一人一人が、純粋に「私たちの好きなまち、燕市をもっともっと良いまちにしたい」という想いを最後まで継続して持ち続けたこと、そして、考え方や立場の違いを超えて、お互いの信頼関係を築き上げてきたことです。振り返れば、市民と市が一体となって取り組んだ、この活動そのものこそ、この条例が目指す「まちづくりの在り方」を具体的な形に現したものであったのかもしれない。

今、私たちの燕市は、激変する現代社会の中で、様々な公共的な課題を抱えています。地域主権時代の到来による地方自治体の役割と責任の増加、市民のライフスタイルや価値観の多様化などにより、行政主導の課題解決には限界が指摘されています。

より複雑化し、高度化する地域の公共的課題を解決していくためには、市民と市が協働してまちづくりに取り組むことが必要であり、市民が主体となったまちづくりを進めていくことは、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決めていくという自治本来の姿を実現するものです。

私たちは、今回の条例素案の策定のプロセスを通じて、一人一人がお互いに力を合わせれば、どんな課題でも解決していくことができると確信しています。

この「燕市まちづくり基本条例に関する提言書」には、みんながまちづくりについて考え、話し合い、行動していくことで、個性豊かで魅力のあるまちを創り上げ、そして、「誰もが暮らしたい、訪れたい」と思える燕市として、次の世代に引き継いでいきたいという想いが込められています。

この提言書の内容が、条例制定に生かされるとともに、燕市において「市民と地域の力を生かした、市民と市とのパートナーシップによるまちづくり」が、より進められることを切に願っています。

燕市まちづくり基本条例市民検討会議

## II 条例制定に向けた提言

---

### 1 条例の必要性

現在、私たちを取り巻く社会が急激に変化し、地域の課題が複雑化する中で、これまでの全国で横並びのまちづくりから、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」という“自己決定・自己責任”によるまちづくりへと大きく変わってきています。

そのような中で、誰もが誇りを持てる、魅力あるまちを創り上げていくためには、市民と市が共に活動する協働の視点に立ち、お互いがもつ能力や特性を最大限に発揮して、まちづくりに取り組んでいくことが重要です。

そこで、まちづくりに関わる様々な担い手の役割とまちづくりの進め方の共通ルールを明確にし、市民、市議会、行政など、まちづくりに関わるすべての人が共に地域の課題解決に取り組むための仕組みを定めるものが今回の条例素案の内容です。

「まちづくり基本条例」は、まちづくりの基本ルールを定めているため、あまりに当たり前のことが書かれていると指摘があるかもしれません。しかし、情報の共有もまちづくりへの参加も当たり前ですが、それを確実に実行することは必ずしも簡単ではありません。特に明示的なルールがなければ、そのときの状況や相手によって取扱いが異なる場合も出てきてしまいます。また、ルールが人をつくるという側面があることも学びました。

その意味で、まちづくりに関わるすべての人が共有できる、燕らしいまちづくりの在り方を示した「まちづくりの基本ルール」が必要であると考えます。そして、条例の考え方を基本として、みんながまちづくりについて考え、話し合い、共に力を合わせて取り組むことによって、個性豊かで魅力のあふれるまちづくりを進めることができるはずです。

### 2 条例素案の名称

まちづくりという言葉は、住宅や道路、商業施設、公園といったハードの充実を想像しがちですが、私たちの考えるまちづくりとは、単なる空間の創造だけではなく「その地域に暮らす誰もが幸せと感じるまちを実現するためのすべての行為」という広い意味を指すものとして定義しています。まちづくりとは、地域が抱えている公共的な課題を解決する営みやプロセスそのものであり、地域の公共的な課題は、そこに暮らす人たちが責任をもって解決していくことが基本であると考えます。

まちづくりの主人公は、市民である私たち一人一人です。より良いまちづくりを進めていくためには、みんなで考え、話し合い、共に力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

この条例は、みんながまちづくりの主人公として行動していくためのルールとなることから、市民にとって分かりやすく、親しみやすい条例となることを願い、条例素案の名称は『燕市まちづくり基本条例』として提言します。

### 3 条例素案の考え方

市民検討会議の目的である、まちづくり基本条例の素案の策定に向け、燕市のまちづくりの基本ルールとして定めるべき内容について、様々な視点から検討と議論を重ねてきました。

私たちは、この条例に完成形はないと考えます。条例を制定し、運用していく中で、社会や時代の変化とともに新たな仕組みが必要になることなども考えられます。

初めから完成形を目指すのではなく、今の時点でこういったルールが必要だと市民検討会議のメンバー全員が一致できるところで条例素案を創り上げること、また、条例の制定後は、市民による定期的な見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てていく進化する条例」を目指していくという考え方に立っています。

ここでは、市民検討会議で議論された内容の概要を掲載します。

## (1) 市民は、まちづくりの担い手として主体的にまちづくりに参加してきたと思いますか？

一般的に、「まちづくりは行政主導で行うもの」と考えられがちです。しかし、このまちに暮らし、自分たちの地域のことを一番よく知っている「市民」の協力や視点がなければ、地域の様々な公共的な課題を効果的に解決していくことはできません。

現在、地域主権時代の到来や少子高齢化など、私たちを取り巻く社会が急激に変化しています。その中で、地域の公共的な課題は複雑化し、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進むなど、これまでのように行政主導で課題解決を図るやり方では対応しきれなくなっています。

こうした状況を踏まえ、これからのまちづくりは市民の意思に基づき、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決めていくという自治本来の姿を実現していかなければなりません。

そのためには、このまちに暮らす私たち一人一人が、「まちづくりの主体」であることを改めて認識し、地域社会に関心を持ち、積極的にまちづくりについて考え、行動していかなければならないと考えます。

### 【意見等】

- ◆市民参画や協働の必要性を分かりやすく市民にお知らせして、より多くの市民からまちづくりに関心を持ってもらうことが必要。
- ◆市民参画を推進するため、市民が行政課題や市の施策について正確に情報を得られるよう、行政情報について学習する機会を設ける必要がある。
- ◆市政への参加やまちづくり協議会への参加など、市民参画に対する理解や関心を高めることが重要。

## (2) 市が行う行政活動について、意見を言ったり参加したりする場や機会が十分に用意されていたと思いますか？

市民が主体となってまちづくりを進めていくためには、市民が広く市政運営に参加できる仕組みが必要ですが、現状では十分とまでは言えない状況です。

燕市では、これまでも様々な政策によって市民の参加の機会をつくっていくという取り組みを広げてきました。こうした取り組みをさらに発展させるため、誰もが主体的にまちづくりに参加できるよう、独自のルールづくりが必要であると考えます。

また、市長への手紙、パブリックコメント制度、市の審議会等の委員の市民公募やワークショップの開催など、既存の制度の周知や充実に努めるとともに、市民が参加しやすい環境づくりや雰囲気づくりなど、誰もが等しくまちづくりに参加できる仕組みを検討する必要があります。

### 【意見等】

- ◆参加しやすい環境づくりを考えていくことも必要で、学習機会の提供やまちづくりへの参加のきっかけづくり、参加しやすい雰囲気づくりなど、参加の場の創設が重要。
- ◆若い人をはじめ、様々な年代や職業の方々からまちづくりに積極的に参画してもらうためには、会議や行事の開催日時を参加しやすい設定にするとともに、年代に応じたイベント内容の検討等も必要である。さらに、職員自らも地域活動や各種行事への積極的な参加が求められる。

### (3) 市が行う政策等の「立案」「実施」「評価」の部分に、市民は十分に参加できていたと思いますか？

市政運営において、市がつくった案を承認したり、決まったことを実行したりするだけの参加ではなく、決める前の立案の段階から実施、評価に至る各過程への参加が必要であると考えますが、現状では十分とまでは言えない状況です。

政策の過程の中で、市民が立案に参加することなく、実施の段階だけ参加できるかと言えば、現状の課題や実現しようとする目的が不明なため、積極的な参加は望めません。

市の政策を形成する、なるべく早い段階からの参加や、市民の意見が立案や実施のみでなく、その後の評価や改善にまで生かされる参加であれば、市民の関心も高まるのではないのでしょうか。

そのためには、政策過程のそれぞれの段階における参加の仕組みを検討する必要があります。

#### 【意見等】

- ◆市民が、事業などの企画立案から実行、評価の各段階に参画する機会を保障するとともに、市民の皆さんの意見や提案を市政に適切に反映していく手法について常に検討していく必要がある。

### (4) 市民の意見や要望がしっかりと市の行政活動に反映されてきたと思いますか？

自分たちの意見や要望が行政活動にしっかりと反映されていると満足している市民は、多いとは言えないかもしれません。その原因として、意見や要望を伝える方法が市民にとって分かりにくいことや行政の側にも積極的に市民の意見を求めていくという姿勢が十分ではなかったのではないかと考えます。

市民主体のまちづくりを進めるため、さらに広く市民の意見を求めるとともに、市民意見がどのように反映されたのか、反映されない場合にどうして反映されないのかを公表するなど、市民の提案がまちづくりに生かされるための仕組みを検討する必要があります。

#### 【意見等】

- ◆市民の声がより反映されたまちづくりを行うためには、市民の声なき声を拾い上げることが重要であり、仕組みづくりが必要となる。
- ◆市民の声をまちづくりに反映させるため、さらに情報公開（広報、HP、市政情報コーナー等）や公聴制度（パブリックコメント、市長への手紙、総括的な窓口の設置等）の周知と充実を図っていく必要がある。また、それらの声がどう扱われたか、結果を公表することが大切である。
- ◆個人意見も受け入れる仕組みなど、意思決定へ参画する仕組みづくりが重要。

### (5) 市は、行政活動について、市民に対して十分に説明を行ってきたと思いますか？

説明責任は、市民参画と協働による市民主体のまちづくりを進めるうえで前提となるものです。

これまでは、結果に対する説明に重点が置かれ、政策等の立案、決定、実施、評価及び改善に至る各過程で、その必要性や経過、内容、効果等に対する説明が十分ではなかったのではないかと考えます。

また、市民の意見や要望に対して適切な回答が得られないこと、返答までの時間がかかり過ぎることや、結果として実行困難な市民提案などについて、理由が明確に説明されないことなどが課題として挙げられます。

市は、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明し、また、市民からの意見や要望等に対して、適切に応答するよう努め、説明責任を果たしていくことが必要です。

#### 【意見等】

- ◆意見がどう取り扱われたのかについて公表するとともに説明責任を果たしていくことも必要。

## (6) 市の情報は、市民に分かりやすく、十分に伝わっていたと思いますか？

市からの情報提供は、広報つばめやホームページなどを通じて行われていますが、それだけでは市政に関する情報を十分に共有しているとは感じられないのかもしれませんが。

市の情報量が多いことや、情報が複雑であることなどが問題として考えられますが、市民のまちづくりへの関心を向上するための工夫も必要ではないかと考えます。

また、市民が市に対して要望や相談などを行う際に、担当窓口が分からなかったり、どのように要望を伝えれば良いのか分からなかったりする場合があります。そのため、市政運営に関する情報を適切な方法で積極的に公開していくことや分かりやすい情報提供となるような仕組みを検討する必要があります。

ただし、情報は一方向だけではなく、お互いに共有することが大切です。市民と市が、お互いに保有しているまちづくりに関する情報を発信し合うことで、地域の課題を共有し、まちづくりに生かしていくことができます。関心のない情報や都合の悪い情報には耳を傾けないのではなく、お互いがきちんと情報を受け止め、情報を送る側と受ける側の共通理解を深めることで情報の共有を図っていくことが重要であると考えます。

### 【意見等】

- ◆市は分かりやすい情報提供や制度に関する周知を様々な機会を捉えて行っていくことが重要。
- ◆市民参画をより推進するため、みんなが市の情報を共有できるよう、市政運営を透明化していくことが必要。またその情報も正確で分かりやすいもので、なおかつ欲しい情報を誰でもいつでも入手できることも大事。
- ◆情報伝達の仕組み作り…官からの情報発信だけではなく、民からも情報を出さなければならない。官民がお互いに情報提供を積極的に行い、情報の共有、情報公開請求、情報交換など市民参画の仕組みを整備することが重要。

## (7) 市内で市民活動や地域活動は、活発に行われていたと思いますか？

燕市の区域には、たいへん多くの皆さんが地域のまちづくりのために活動していて、その活動内容は多岐にわたっています。しかし、どんな人たちが、どんな活動を行っていて、どんな役割を担っているのか、あまり知られていないことも実情です。

自治会やまちづくり協議会が行う地域活動に加え、NPOや市民活動団体、事業者などが行う公益的な活動が広がりを見せ、まちづくりの主体の多様化が進んでいます。その中で、各主体と市がまちづくりを行っていくうえで、どのように向き合っていくのかが大きな課題になっています。

地域の公共的課題をより効果的に解決していくためには、市民の自主的かつ自発的活動である地域活動や市民活動を積極的に推進していくことが重要であり、行政主導の課題解決の仕組みを見直し、各主体が協働でまちづくりに取り組んでいくことが最も効果的です。

協働のまちづくりを進めていくためには、市民一人一人が地域活動や市民活動に関心を持つこと、市の職員も地域社会の一員であることを自覚すること、そして積極的にまちづくりに参加していくことが必要です。

また、各団体には、人材、運営資金、活動拠点、地域の温度差の問題など、抱える課題は多く、市は、その活動に対する自主性を尊重しながら、活動を応援するために必要な支援を行うことや仕組みを整備していくことが必要であると考えます。

### 【意見等】

- ◆まちづくりにおいて地域住民と行政の間をつないでいる自治会の役割は大きく、その役割をより明確にしながら、三者の意思の疎通が円滑にいくような仕組みを整えていく必要がある。
- ◆まちづくり協議会などの市民活動には、行政の支援が必要であり、地区単位での活動をサポートする担当職員の配置や活動資金の助成などが求められる。また、市民活動をリードする役割を担う人材の育成が重要であり、誰もがリーダーになりやすい環境づくりにも努めていく必要がある。

- ◆地域のレベルアップを図るため、リーダーの育成を図る活動が必要である。
- ◆地域の特性を大切に、育てていくことが必要。
- ◆市民活動団体が協力、連携していくには、行政の支援(情報提供、人的・財政的支援)も必要である。
- ◆NPO 法人の情報伝達の間や活動場所を作ることにより市との一層の協働を図ることが重要。

**(8) 燕市に関わるすべての人たちは、お互いに助け合い、連携し、協力してまちづくりを行っていたと思いますか？**

市では、これまでも様々なまちづくりの主体と連携し、協力しながら地域の公共的課題の解決に取り組んできました。しかし、市としての協働体制の整備や協働の仕組みが十分とまでは言えない状況です。

全国の自治体がアイデアを生かしながら地域づくりを競い合う地域主権の時代の中で、自立した地域社会を実現し、誰もが誇りを持てる魅力あるまちを創り上げていくためには、まちづくりの担い手である市民、自治会、まちづくり協議会、NPOや市民活動団体、事業者、市議会と市など、市内の様々なまちづくりの主体が、お互いに地域社会を支えるパートナーであることを認め合うことが不可欠です。そして、目標の共有と適切な役割分担のもとにそれぞれの特性を發揮しながら、共に活動する協働の視点に立ってまちづくりを進めることで、相乗効果を生み出していくことが重要であると考えます。

そのためには、お互いにできることを提供し合い、支え合い、連携する協働の体制や仕組みが必要であり、お互いの役割と責任を見つめ直し、理解し合い、尊重し合いながら相互の信頼関係を築いていかなければなりません。

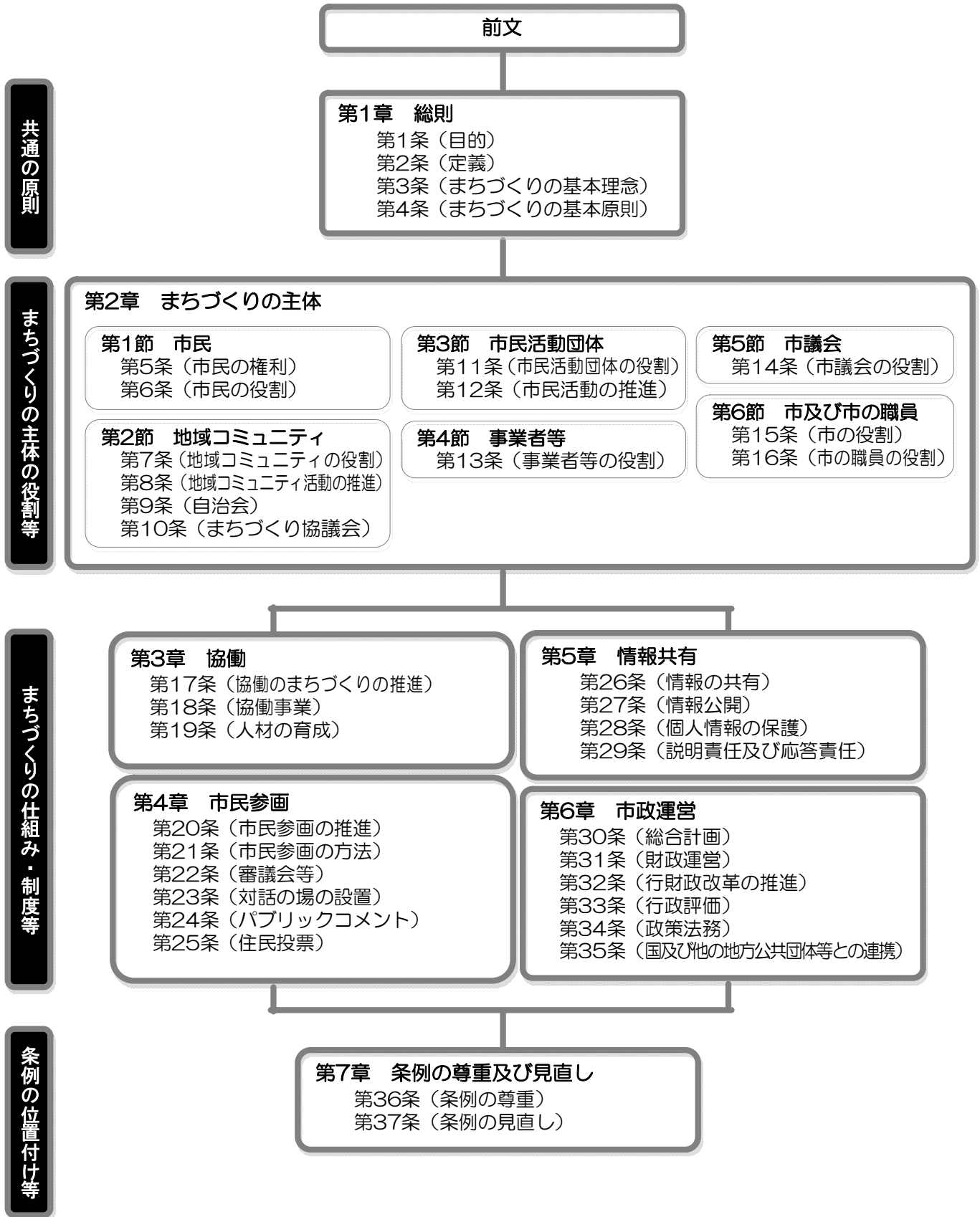
また、市は、各主体の情報交換や交流の場と機会の創設、活動拠点の整備など、協働を推進するための様々な支援を行う必要があると考えます。

**【意見等】**

- ◆産、学、官、民など各主体の連携を図るため、それぞれの役割分担を明確にして対等な立場で協力し合うことが必要。
- ◆お互いを理解することが必要で、各主体同士の交流や情報交換の場の提供などの行政支援の充実も必要。
- ◆協働事業を市民と行政が双方向で提案できる仕組みなど、新たな取り組みを行っていくことも重要。
- ◆協働によるまちづくりは大変重要であり、各種団体と市が共同で行っている事業の事例もあるが、さらに団体同士の協力、全市的なネットワークの構築を行いながら市と連携を強めていく必要がある。
- ◆まちづくりは、すべて行政主導で進めることなく、各種団体などのそれぞれの特色を活かし、市民と共に協働で行うことが大切である。
- ◆市民、行政、コミュニティが連携、協力していくため、それぞれの役割分担を明確にする必要がある。
- ◆協働の推進だけでなく、行財政改革など自治体運営、まちづくり協議会の運営の見直しや、市民と職員の意識改革も必要となる。
- ◆人、物、金の仕組作り…人・物・金の仕組みを共有した、ぶれないまちづくりが重要。補助金等がないと何事もできないということではなく、民でもやれることは自分たちでやり、その中で、足りない部分を官が補って物事を行っていくということ。
- ◆官民のキャッチボール…まちづくりは一人ではできない。相手がいないとダメ。いろんなキャッチボールがあり、同じレベルでなくても良い。それた球も受け止め、取ってあげることが重要。
- ◆協働のまちづくりを推進するため、行政による財政的サポートも必要。



## 4 条例素案の全体構成



### Ⅲ 条例素案の内容

#### ◇前文

##### 【基本的な考え方】

燕市の自然、産業、歴史、文化などの特色（燕市らしさ）を表現するとともに、燕市が目指すまちの姿とまちづくりの在り方を明らかにすることにより、まちづくりに関わるすべての人に、この条例の意義を伝えるために規定を考えました。

##### 【主な論点と議論の経過】

前文は、目的を別に設けるため不要ではないかという意見もありました。しかし、条文に盛り込めない燕らしさやまちづくりの考え方を示すことで、条例を理解しやすいのではないかという意見から前文を設けるものです。また、燕市にふさわしい前文の在り方はどのようなものかを考え、自然、産業、歴史や文化といった燕らしさ、条例制定の背景、目指すまちの姿、条例を制定する決意の観点から検討しました。

##### 【説明】

前文補足：燕市の名称については、燕の戸隠神社の祠（ほこら）が中ノロ川の上流から宮の浦（現在の宮町）に流れ着いたときに、たくさんの燕がその祠を守るように舞っており、この不思議な燕の群れから燕と呼ばれるようになったという伝説があり、漢字一文字で、かつ、鳥の名称の市は、全国的に見ても非常に珍しいとされています。

第1段落から第3段落では、燕市の特徴や今日のまちへと発展してきた過程など、燕市らしさを表現するものです。

第4段落では、条例制定の背景を明らかにするものです。

第5段落では、燕市がどのようなまちを理想としているかを明らかにするものです。

第6段落では、目指すまちの姿を実現する手段として必要なことを明らかにするものです。

第7段落では、この条例を制定する決意を宣言するものです。

#### (前文)

私たちのまち燕市は、信濃川、中ノロ川の悠々たる流れや国上山をはじめとする四季折々の豊かな自然に恵まれ、水と光と緑が織り成す美しい情景が、住む人と訪れる人の心を優しく包み込んでくれるまちです。

また、ものづくりの伝統と世界に通じる技を有する工業、活気とにぎわいを創出する商業や実り豊かな越後平野の一面を担う農業が均衡ある発展を遂げてきた産業のまちです。

そして、このまちに暮らす私たちは、人と自然を愛した名僧・良寛の慈愛の心、数多くの偉大な先人を輩出した長善館の人づくりの理念、幾度となく繰り返された河川の氾濫に立ち向かい、東洋一の大工事と呼ばれた大河津分水路を完成させ、また幾多の困難の中で技術の改良を図り、産業の基盤を築き上げてきた先人たちの力強さを受け継いでいます。

私たちを取り巻く社会が変化する中で、先人が積み重ねてきた貴重な財産をさらに発展させて未来に引き継いでいくことが私たちの重要な役割です。

私たちは、まちづくりの原点である「人」のつながりや支え合いを大切にしながら、将来を担う子ども達が夢と希望を持って健やかに成長し、誰もが愛着と誇りを持つことができる輝くまちを目指します。そして、人と自然と産業が調和したこのまちが世界に羽ばたいていくことを願います。

その実現のためには、このまちに暮らす私たち一人一人がまちづくりの主人公であることを改めて認識し、自ら行動していくとともに、まちづくりに関わる多様な主体がお互いに地域を支えるパートナーであることを認め合い、一丸となってまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

ここに私たちは、燕市の目指すまちづくりの理念及び基本的な事項を明らかにし、独自の魅力ある燕らしさがあふれるまちづくりを私たちみんなの力で進めていくために、この条例を制定します。

## ◇第1章 総則

### (1) 目的

#### 【基本的な考え方】

この条例を制定する目的を明らかにし、各条文に共通した指針を示すために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

目的には、市の進むべき方向性を示したいという意見など様々な意見があり、特に「市民自治」を明記すべきかどうかについて多くの議論が交わされました。市民自治は、字のとおり市民自らが治めるということで、市民が地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していくことで市民の総意に基づく自主性や自立性の高いまちを創り上げるという考え方でした。しかし、市民自治という表現は分かりにくく、その意味を誤ってとらえると問題が生じる場合があるという意見から、目的を市民参画と協働を基本としながら「市民の意思による自主性や自立性の高いまちを創り上げること」と表現しています。

#### 【説明】

「まちづくりの主体は市民である」という考えのもと、「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思による自主性と自立性の高いまちを創り上げること」をこの条例の目的としています。言い換えれば、このまちに住み、集い、活動する市民が、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していくことによって、個性豊かで活力のある自立した地域社会を実現することです。

また、その実現に向けて最も基本的な考えをこの条例の中で掲げ、市民、市議会、市が力を合わせ、共にまちづくりを進めるために、どのようなことができ、どのようなことをしなければならないのかを明らかにしています。

#### (目的)

第1条 この条例は、燕市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、及び行動することにより、市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思に基づく自主性と自立性の高いまちを創り上げることを目的とします。

## (2) 定義

### 【基本的な考え方】

この条例を共通の解釈のもとで運用していくために、重要な用語の定義に関する規定を考えました。

### 【主な論点と議論の経過】

用語の定義に関しても、単に先進事例の規定を踏襲するのではなく、燕市独自の考え方や定義が必要であるという観点から検討を行いました。

- ・『まちづくりの定義』…何を造るかというハード面も重要ですが、そもそも、それらをどうやってつくるのかという議論が行われなければ、ただ物ができただけであり、なぜ、誰が、いつ、どこで、何を、どのようにして、いくらでといった議論や課題解決のプロセスこそが重要であることを検討の中で学びました。そこで、地域の公共的課題を解決していく活動全般を指してまちづくりと呼ぼうという意見で一致しています。
- ・『市民の定義』…この条例の重要なポイントとなるのが、市民とは何かということでした。まちづくりの主体は誰なのかという問題です。今回の条例の中で、燕市として市民をとらえ直していった方が良いのではないかと考えるから、様々な意見が挙げられました。そして、住民はもちろんのこと、市内に通勤又は通学している人や活動している人も、「市民」として定義しました。このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な公共的課題を解決していくためには、燕市に関係する幅広い人々が力を合わせていく必要があると考えたからです。また、その中で、市民の範囲の中に法人その他の団体等を含めて定義するという考えもありましたが、私たちは、ときには住民として、ときには地域コミュニティや企業などの組織の一員としてまちづくりを担っており、まちづくりに関わる私たち一人一人が市民であるという考えから団体等を含めていません。
- ・『市民参画の定義』…なぜ、まちづくりへの参加が必要なのかという現状と課題の把握から検討を始めました。その中で、市の政策過程には、政策の立案、決定、実施、評価及び改善の各段階があること、そして市長や市議会の権限である決定の段階を除いた各過程に市民が主体的に関わっていくことが重要であることを学びました。そこで、市の政策過程の立案、実施、評価及び改善の各段階へ参加することを市民参画と定義しました。
- ・『協働の定義』…協働は、流行り言葉のように現在多くの自治体の計画等で使われていますが、そのとらえ方は様々であり、燕市に合った協働の定義を明確にする必要がありました。そこで、なぜ協働が必要なのかという現状と課題の把握から検討を始めました。各種団体等の活動資金や活動拠点の不足、目的や目標が共有されていない、役割や責任が不透明など様々な課題が挙げられ、それらに対する解決策について協議を行い、協働の定義を導き出しています。

### 【説明】

この条例に基づき、市民参画と協働による市民主体のまちづくりを推進し、まちづくりに関わる様々な主体が一体となって考え、行動していくためには、誰にでも分かりやすく、その趣旨を正しく理解できるものでなくてはなりません。

この条例の解釈に当たり、重要となる用語として、『まちづくり』、『市民』、『市』、『市民参画』、『協働』、『地域コミュニティ』、『市民活動』、『事業者等』の8つの用語を掲げ、その定義を明らかにしています。

#### ① 『まちづくり』

まちづくりとは、単なる空間の創造だけではなく、その地域に暮らす誰もが幸せと感じるまちを実現するためのすべての行為という広い意味を指すものとして定義しています。

#### ② 『市民』

まちづくりの様々な活動には、市内に住所を有する住民に限らず、通勤、通学する人、また自治会やまちづくり協議会などの地域コミュニティ組織、市民活動団体、企業などで活動する人たちの協力が必要不可欠であり、幅広く「市民」と定義しています。

### ③『市』

独立して事務を執行する市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員という執行機関のほか、水道事業管理者の権限を行う市長を加え、一般に「行政」と言われるすべてを「市」と定義しています。

### ④『市民参画』

まちづくりへの参加には、様々な形が考えられます。市の政策の形成過程には、立案、実施、評価及び改善の段階がありますが、どれか一つの段階への参加だけでは、市民は主体的に参加していくことはできないと考えます。そこで、市の政策の形成過程の各過程に、市民がより一層主体性を持って関わり、行動していくことを「市民参画」と定義しています。

### ⑤『協働』

協働という言葉には様々なとらえ方があります。まちづくりの中で協働するということは、まちづくりのプロセスをお互いに共有することであると考えます。

そのような考えのもと、まちづくりに関わる様々な主体が、課題と目標を共有することから始まり、それぞれの役割と責任を見つめ直し、お互いに地域社会を支えるパートナーであることを認め合うこと、そして、適切な役割分担のもとに連携し、協力し合うことで、お互いがもつ能力や特性を最大限に発揮して、まちづくりに取り組んでいくことを「協働」と定義しています。

### ⑥『地域コミュニティ』

市内には、自治会やまちづくり協議会をはじめとして、子ども会、婦人会、老人会やPTAなど、地域で活動している様々な団体があります。このように、地域内の公共的な課題に対して自ら取り組むことを目的として、地域に関わりながら活動する組織や団体を「地域コミュニティ」と定義しています。

### ⑦『市民活動』

市民自らが公共的な課題を見つけ出し、自主的に取り組む営利を目的としない公益的な活動を「市民活動」と定義しています。

### ⑧『事業者等』

市内において、営利や非営利に関わらず、事業活動を行う個人、法人その他の団体のことを「事業者等」と定義しています。市内に事務所や事業所を置く事業者等のほか、市内で事業活動を行うすべての事業者等をいいます。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくり 豊かで住みよい魅力と活力にあふれた地域社会を創るため、地域の公共的課題を解決していく営みをいいます。
- (2) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する者をいいます。
- (3) 市 市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会並びに水道事業管理者の権限を行う市長をいいます。
- (4) 市民参画 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程において、市民が主体的に関わり、行動することをいいます。
- (5) 協働 まちづくりに関わる多様な主体が目標を共有し、それぞれの果たすべき責務を認識するとともに、相互に相手の立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携し、及び協力し合うことをいいます。
- (6) 地域コミュニティ 地域における多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、当該地域に関わりながら活動をする団体をいいます。
- (7) 市民活動 市民が自主的に行う公益的な活動で、営利を目的としないものをいいます。
- (8) 事業者等 市内において、営利又は非営利の事業活動を行う個人及び団体をいいます。

### (3) まちづくりの基本理念

#### 【基本的な考え方】

目的に掲げた「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思に基づく自主性と自立性の高いまちを創り上げること」を目指してまちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有すべき基本的な考え方を明らかにするために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

市が進むべき方向性を示すという意見など、まちづくりの基本的な考え方を示す意味で、まちづくりの基本理念をこの条例の中に規定するという意見は一致しました。検討の中では、「市民主体」「人」「地域の特性を生かす」というキーワードや意見が数多く挙げられており、それぞれ基本理念として明らかにしています。その中で、市の基本構想に定められた基本理念や教育立市の理念との整合性をとるべきという意見がありました。基本構想は、平成20年度から8年間のまちづくりの基本的な考え方を定めており、基本構想とまちづくり基本条例は性質が異なるという意見もありましたが、「人を育てる」「人を活かす」「人がふれあう」「人が助け合う」という考え方は意見が一致しており、この条例の基本理念に反映することとしました。

また、子育てや教育、環境、福祉など、様々な分野に関する意見も数多く挙げられていますが、個別分野に関する事項は、それぞれの分野の個別条例等に委ね、まちづくり全体に関わる仕組みを簡潔に示すことを基本としました。

#### 【説明】

- 1 まちづくりの主人公は、そこに暮らす市民であることは誰もが認めるところです。ここでは改めて、まちづくりの主体は市民であることを明らかにするため、基本理念として掲げています。

また、市民の意思を反映した「市民主体のまちづくり」を進めていくため、市民、市議会と市がお互いに協力し合い、補完し合いながら、自らが果たすべき役割を認識して積極的にまちづくりに取り組んでいくことを掲げています。

- 2 まちづくりにおいて「人」は、原点です。人づくり（人財育成）は、まちづくりのすべての基礎となることを認識し、人を育て、人を活かし、人がふれあい、人が助け合うことで、一人一人の個性や能力を生かすことができるまちづくりを進めていくことを基本理念として掲げています。

『人財』…人材をもとにした造語です。まちづくりは人づくりに例えられるように「人」は、まちにとっての原動力であり、財産であるという意味を込めて、各条文の説明の中では「人材」を「人財」と表記しています。

- 3 まちづくりを進めるうえで、地域の特性を大切にしながら、燕らしさを創り出していくことを基本理念として掲げています。

また、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決めていくという自治本来の姿を実現していくために、地域の特色を生かした自主的で自立的な燕市のまちづくりを推進していくことを掲げています。

#### (まちづくりの基本理念)

- 第3条 市民は、まちづくりの主体であり、市民が望む地域社会の実現を目指すため、市民、市議会及び市が一体となり、自らの積極的な意思でまちづくりに取り組むものとします。
- 2 市民、市議会及び市は、人づくりを基本として、人を育て、人を活かし、人がふれあい、及び人が助け合うまちづくりを推進するものとします。
  - 3 市民、市議会及び市は、独自の魅力ある燕らしさを創り出すことを目指すとともに、地域の特性を尊重した自主的かつ自立的なまちづくりを推進するものとします。

#### (4) まちづくりの基本原則

##### 【基本的な考え方】

条例に定める目的の達成とまちづくりの基本理念の実現を目指してまちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有すべき行動原則を明らかにするために規定を考えました。

##### 【主な論点と議論の経過】

内容を考えるとまちづくりの基本理念にまとめ、一本化した方が良いという意見もありましたが、まちづくりの基本的な考え方を示す基本理念に対して、実際にまちづくりを進める際の行動原則という位置付けで規定するという意見になりました。当初から検討事項の大きな柱として掲げていた「市民参画」「協働」「情報共有」のほか、「人」に関するキーワードや意見が数多く挙げられており、「人と人とのつながり」「交流」「尊重」「個性や能力」を大切にしながらまちづくりを進めていくことを原則として明らかにしています。

##### 【説明】

- ① まちづくりは、その主体である市民の参画のもとで推進されるべきです。市民参画は強制されるものではありませんが、市民主体のまちづくりを進めるため、市民がまちづくりに参画する機会が平等に保障されることを基本原則として掲げています。
- ② 地域の様々な公共的な課題に対して、市民、市議会、市のそれぞれが、自己の主張をするだけでは、効果的な課題解決を図ることはできません。  
まちづくりは、様々な主体が協働で取り組むことにより、相乗効果が期待できることから、お互いがもつ能力や特性を最大限に発揮しながら、協働によるまちづくりを進めていくことを基本原則として掲げています。
- ③ まちづくりの主体である市民が自ら考え、主体的に行動し、市民参画と協働のまちづくりを進めていくためには、情報の共有が前提となります。情報の共有とは一方向だけではなく、まちづくりに関わる様々な主体が情報を送る立場と受ける立場になり得ることから、必要な情報を相互に発信することで、情報を共有していくことを基本原則として掲げています。
- ④ 地域の公共的な課題は、より複雑化し、その地域だけで解決することが難しいものもあります。そこで、専門的な分野の知識を持つ人たちや他の地域の人たちとの交流を推進し、連携し、お互いに助け合うことにより、新しい価値観を生み出し、地域の公共的な課題を効果的に解決することが期待できます。人と人とのつながりがまちづくりの原動力になることから、交流を積極的に推進し、市全体が一体となってまちづくりを進めていくことを基本原則として掲げています。
- ⑤ 市民主体のまちづくりを進めるに当たっては、市民一人一人が個人として尊重され、また、お互いを尊重し、認め合うことが重要であると考えます。

そのような考えのもと、誰もが個人として人権が尊重され、一人一人の個性と能力が十分発揮できる社会を実現していくことを基本原則として掲げています。「人権の尊重」には、個人の意見や価値観の尊重などの広い意味も含めて表現しています。

##### (まちづくりの基本原則)

第4条 市民、市議会及び市は、まちづくりの基本理念を実現するため、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めるものとします。

- (1) 市民参画の機会が平等に保障されること。
- (2) 協働して公共的課題の解決に当たること。
- (3) 相互にまちづくりに関する情報を提供し、及び共有すること。
- (4) 人と人とのつながりを大切にし、広く交流を深めること。
- (5) 市民一人一人の人権が尊重され、それぞれの個性及び能力が発揮されること。

## ◇第2章 まちづくりの主体

### ◆第1節 市民

#### (1) 市民の権利

##### 【基本的な考え方】

まちづくりの主体として市民には様々な権利や責務がありますが、市民が主体的にその権利を行使することによって、市民主体のまちづくりを推進していくための権利を明らかにするために規定を考えました。

##### 【主な論点と議論の経過】

地方自治法には住民の権利が規定されており、その考え方を規定するという意見がありました。しかし、まちづくりに市民が主体的に関わっていくためには、地方自治法の規定だけでは足りず、まちづくりの主体としての権利を明らかにする必要があると考えました。

「市民参画する権利」「(市政運営の) 情報を知る権利」「学ぶ権利」が挙げられています。そのほか、「意見を表明する権利」や「提案する権利」については、市民参画する権利と重なることから削除した方が良いという意見もありましたが、分かりやすさの観点から規定を残すこととしました。

また、参加や協働しない権利をどのように考えるかという意見もありましたが、積極的な規定にするべきと考えるため、参加や協働しない権利については示していません。ただし、その意味合いも重要と考え、まちづくりの基本原則として、市民一人一人の価値観を尊重することとしています。

##### 【説明】

- 1 市民は自らの意思で、まちづくりに関して平等な立場で発言し、提案する権利を有していること、また、市の政策の立案、実施、評価及び改善のそれぞれの段階に参画する権利を有していることを明らかにしています。

市民参画と協働を基本として、市民と市が意見や提案を交わし合いながら、市政運営に市民の意向を的確に反映できる仕組みをより一層充実させていくことは重要なことです。

なお、意見表明や提案、市民参画の具体的な方法については「第21条(市民参画の方法)」で説明しています。

- 2 市民参画と協働による市民主体のまちづくりを推進していくためには、市政運営に関する様々な情報が必要です。市民は、市や市議会が保有する市政運営に関する情報を知る権利を有していることを明らかにしています。
- 3 まちづくりについて市民が自ら考え、主体的に行動していくために、学ぶ権利を有していることを明らかにしています。

##### (市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに関して平等な立場で意見を表明し、提案する権利を有するとともに、市民参画する権利を有します。

2 市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有します。

3 市民は、まちづくりに関して自ら考え、行動するために、学ぶ権利を有します。



## (2) 市民の役割

### 【基本的な考え方】

まちづくりの主体である市民の役割を市民の権利に伴う責務として明らかにし、その実践を通して市民主体のまちづくりを推進するために規定を考えました。

### 【主な論点と議論の経過】

地域の課題をより多くの人々が納得した形で解決していくために、まちづくりの主体である市民の果たすべき役割をこの条例で明確にしたいという意見は一致しています。この役割の規定に当たり、当初は「責務」という表現で検討を進めてきましたが、まちづくりは、市民の自主性や主体性を尊重すべきであるという意見から「役割」と表現しました。その中で、地方自治法で規定されている住民の義務を規定するという意見がありました。ただし、憲法でも国民の義務は定められており、範囲が広すぎるため、燕市のまちづくりを進めていくうえで本当に大切にしたいと考えるものが薄れてしまうかもしれません。そこで、これまでの議論で特に重要と考えるものについて規定することで基本的な考え方が明らかになると考えました。市民の役割については様々な意見が挙げられていますが、何より重要なことは、すべて行政に任せるのではなく、市民も自分たちでできることは自分たちで解決していくことで、身近な公共的課題をより効果的に解決していくことができるのではないかというものです。また、権利は重要であるが、それには責任が伴うべきであるという意見も挙げられ、権利の行使に伴う責務についても明らかにすることとしました。

### 【説明】

- 1 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らの意思で市民参画に努めることを市民の役割として明らかにしています。

このまちに暮らし、自分たちの地域のことを一番よく知っている市民の協力や視点がなければ、地域の様々な公共的な課題を効果的に解決していくことは困難だからです。ただし、市民参画は強制されるものではなく、また、市民参画しないことにより不利益な扱いを受けるものではありません。

- 2 市民は、お互いを尊重し、交流を深め、支え合いながら、共に協力してまちづくりに努めることを市民の役割として明らかにしています。

市民同士がお互いの考えや立場の違いを認め合い、交流を通して理解を深め、助け合いながら共にまちづくりを進めていくことが大切です。一人一人の力は小さくても、それを集めることで、まちづくりの大きな力に発展させることができます。

- 3 市民は、地域社会の一員としての責務を果たすとともに、まちづくりの活動を進めるうえで、自分の発言と行動に責任を持たなければならないことを市民の役割として明らかにしています。

市民の権利や役割は、市民が主体的に権利を行使して、役割を認識しながら自分の意思に基づいてまちづくりを行っていくために定めるものです。市民は、まちづくりの主体としての権利が保障されなければならないという一方で、権利を主張するばかりではなく、まちづくりに対して無責任ではいけないと考えます。市民の発言や行動がすべて制限されるものではありませんが、まちづくりには、一人で取り組むものばかりではなく、地域社会の一員として取り組まなければならないものもあります。したがって、個人の主体的な発言や行動は、個人の利益だけではなくて地域全体の利益を考慮した発言や行動である必要があると考えるからです。

### (市民の役割)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持つとともに、自らができることを考え、自主的に市民参画に努めるものとします。

- 2 市民は、お互いを尊重し、世代や地域を超えて交流しながら支え合い、協力してまちづくりに努めるものとします。

- 3 市民は、地域社会を構成する一員としての責務を果たすとともに、まちづくりの活動においては、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

## ◆第2節 地域コミュニティ

### (1) 地域コミュニティの役割

#### 【基本的な考え方】

まちづくりの主体である地域コミュニティの役割を明らかにし、その実践を通して協働による公共的課題の解決を推進するために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

はじめに、地域コミュニティを定義することからスタートしました。地域コミュニティを構成する団体としては、自治会、まちづくり協議会、子ども会等の地域活動団体が挙げられています。まちづくりの主体は市民ですが、個人としての役割のほか、個人が組織に属している場合には、その組織の一員としての役割があるという考えから、まちづくりにおいて重要な役割を担っている地域コミュニティをまちづくりの主体として位置付けるという意見で一致しました。

地域コミュニティの役割に関して、様々な意見が挙げられましたが、各主体の役割を規定するに当たり、検討の当初から地域コミュニティを組織する自治会とまちづくり協議会の役割を明確にしたいという意見が数多く挙げられていました。それぞれの役割を明確化することで協働のまちづくりの推進につながるものと考え、地域コミュニティとは別に自治会とまちづくり協議会の役割を規定することとしました。

また、市内の学校等もまちづくりの主体として位置付けるという意見もありましたが、学校等を構成する教育委員会、PTA、保護者会などは別に定める市や地域コミュニティと重なる部分が大きく、突出して規定することは望ましくないとの意見から各主体の役割(人財育成など)に包括的に規定することとしました。

#### 【説明】

- 1 地域コミュニティは、自治会やまちづくり協議会をはじめ、地域の様々なつながりを基盤として、地域のことをまず地域で考え、地域の公共的な課題を協力し合って解決していくという重要な役割を担っています。

それぞれの地域に関わる多様な主体同士の協働の取り組みや、様々な分野にわたる特色ある活動を通じて、地域に直結する課題を自分たちの手で解決し、安全で安心な住み良い地域社会を創り上げていくことを地域コミュニティの役割として明らかにしています。

「多様な主体」との協働については、地域に関わる団体や企業のほか、地域内に通勤、通学する人たちとの関わりも重要であると考えます。そういった人たちの協力があれば、より良い地域づくりにつながるはずです。

- 2 地域コミュニティでは、地域に関わる人たちがお互いに協力し合い、支え合いながら、地域ごとに特色のあるまちづくりが進められています。こうした活動を促進し、ふれあいや共通の経験を通して生み出される郷土への愛着、連帯感、共同意識や信頼関係を築いていくことを地域コミュニティの役割として明らかにしています。また、燕市の将来を担う子どもたちを地域ぐるみで育成すること、活動を通じて地域のリーダーを育成することなど、地域における人財の育成を推進することも大切な役割として明らかにしています。

#### (地域コミュニティの役割)

第7条 地域コミュニティは、それぞれの地域に関わる多様な主体と協働し、地域の特性を生かした様々な活動を通じて安全で安心な住み良い地域づくりに努めるものとします。

- 2 地域コミュニティは、地域における交流を促進し、地域への愛着や連帯感を高めるとともに、地域の人材育成に努めるものとします。

## (2) 地域コミュニティ活動の推進

### 【基本的な考え方】

市民の自主的かつ自発的活動である地域コミュニティ活動を積極的に推進していく必要性を明らかにするために規定を考えました。

### 【主な論点と議論の経過】

地域コミュニティが行う活動を推進していくため、市民と市それぞれの役割についても検討を行いました。市民の役割については、地域に関心を持つこと、積極的に地域活動に参加することや地域コミュニティを守り育てることなどが挙げられています。それに対し、市は、活動を促進するために必要な様々な支援をしていくこと、活動に参加する市民の自主性及び自立性を尊重することなどが挙げられています。それぞれの役割についても規定することで一致しましたが、市の役割については「第17条第3項(協働のまちづくりの推進)」で説明しています。

### 【説明】

市民一人一人が地域コミュニティ活動の果たす意義や役割を理解し、その活動を応援することで、地域の公共的課題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。そのため、市民一人一人が地域コミュニティの担い手として活動を支え、自らの意思で活動への参加や協力に努めていく必要性を明らかにしています。担い手という言葉には「中心となってある事柄を支え、推し進めていく人」という意味があります。受け身ではなく、自分から他へ働きかける、積極的な意味を込めて「担い手」と表現しています。

### (地域コミュニティ活動の推進)

第8条 市民は、自らが担い手であることを認識して地域コミュニティを守り育てるとともに、その活動に対する理解を深め、自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。

## (3) 自治会

### 【基本的な考え方】

地域コミュニティを構成する自治会の役割を明らかにし、その実践を通して協働による公共的課題の解決を推進するために規定を考えました。

自治会は、まちづくり協議会と共に、地域づくりの重要な役割を担っており、その役割を条例の中でそれぞれ明確にするべきであると考えました。

### 【主な論点と議論の経過】

自治会とまちづくり協議会の役割をそれぞれ明確にするため、自治会の役割に関して検討した結果、様々な意見が挙げられました。特に地域における情報伝達、連絡調整、地域住民の意見の集約や市に地域の声を伝える役割などから、行政事務の一部を担っているという役割が見えてきます。また、地域によって温度差などもあるという意見もありました。市内の自治会でも抱える課題はそれぞれ異なり、また自治会の規模や運営方法等も地域の実情に合わせたものとなっていますが、基本的な考え方を条例に規定し、共通の指針とすることで、協働のまちづくりの推進につながるものと考え、自治会の役割を規定することとしています。

### 【説明】

1 自治会は、市民により自主的に組織されています。また、地域コミュニティを形成する最も基礎的な団体です。

自治会は、市民にとって最も身近な存在であり、防災、防犯、子どもや高齢者の安全確保、地域の生活環境の維持・改善への対応など、日常生活の中で発生する地域の様々な公共的課題を協力し合いながら解決する、地域づくりの重要な担い手として自治会の果たす役割は大きいことから、その役割を明らかにしています。

- 2 自治会は、行政情報の伝達や行政運営の補助を行うなど、燕市の行政事務の一部を担う市のパートナーとしての役割や、地域の声を市に伝え、市政に反映する大切な役割を担っていることを明らかにしています。

(自治会)

第9条 自治会は、豊かで住みよい地域を創るために市民により自主的に組織し、市民にとって最も身近な存在として地域の公共的課題を協力し合いながら解決するとともに、地域づくりの重要な担い手としてその役割を果たすよう努めるものとします。

- 2 自治会は、まちづくりに関する情報伝達その他行政事務の一部を担う市のパートナーとしてその役割を果たすとともに、地域の意見を集約し、市政に反映するよう努めるものとします。

#### (4) まちづくり協議会

##### 【基本的な考え方】

地域コミュニティを構成するまちづくり協議会の役割を明らかにし、その実践を通して協働による公共的課題の解決を推進するために規定を考えました。

まちづくり協議会は、自治会と共に、地域づくりの重要な役割を担っており、その役割を条例の中でそれぞれ明確にするべきであると考えました。

##### 【主な論点と議論の経過】

自治会とまちづくり協議会の役割をそれぞれ明確にするため、まちづくり協議会の役割に関して検討した結果、様々な意見が挙げられました。特に地域の自主的な取り組みを連携して行う、広範な地域課題の解決と地域特性を生かしたまちづくりなど、市民自らが地域の特性や課題を考え、自主的に地域づくりを行う組織であることが見えてきます。また、まちづくり協議会の補助金等の課題についての意見や条例への位置付けについても様々な議論がありましたが、自治会とまちづくり協議会の役割とで試行錯誤をしながら活動している協議会もあるという意見から、基本的な考え方を条例に規定し、共通の指針とすることで、協働のまちづくりの推進につながるものと考え、役割を規定することとしています。

##### 【説明】

- 1 まちづくり協議会は、地域における広範な課題にも対応できるよう、一定の規模で組織されています。

まちづくり協議会は、地域で活動する各種団体が単独で対応することが難しいと考えられる課題や問題を掘り起こし、市民が自ら解決策を協議し、責任を持って解決していくことで自立した地域づくりを行う組織です。それぞれの地域において、協働のまちづくりを推進する母体としてまちづくり協議会の果たす役割は大きいことから、その役割を明らかにしています。

- 2 各まちづくり協議会が、お互いに課題やまちづくりの目標を共有することで、まちづくり協議会の活動を全市的な取り組みへと広げていくことが重要です。そして、自治会をはじめ、地域コミュニティを構成する学校、子ども会、婦人会、老人会など様々な団体等と協働して、まちづくり協議会ならではの地域のまちづくりの提案や公共的課題の解決に努めることを役割として明らかにしています。

(まちづくり協議会)

第10条 まちづくり協議会は、地域における広範な課題について市民が自ら協議し、自らの力で解決していくことで自立した地域づくりを行うために組織し、地域における協働のまちづくりの推進母体として、その役割を果たすよう努めるものとします。

- 2 まちづくり協議会は、相互にまちづくりの目標等を共有し、及び自治会その他の地域コミュニティを構成する団体等と協働して、より広範な地域のまちづくりの提案及び公共的課題の解決に努めるものとします。

### ◆第3節 市民活動団体

#### (1) 市民活動団体の役割

##### 【基本的な考え方】

まちづくりの主体である市民活動団体の役割を明らかにし、その実践を通して協働による公共的課題の解決を推進するために規定を考えました。

##### 【主な論点と議論の経過】

はじめに、市民活動団体を定義することからスタートしました。市民活動団体として、NPO、福祉団体、高齢者団体、女性団体、ボランティア団体や各種サークルなどの意見が挙げられています。まちづくりの主体は市民ですが、個人としての役割のほか、個人が組織に属している場合には、その組織の一員としての役割があるという考えから、まちづくりにおいて重要な役割を担っている市民活動団体をまちづくりの主体として位置付けるという意見で一致しました。

市民活動団体の役割に関して、様々な意見が挙げられましたが、市民活動のもつ特性（専門性、柔軟性、多様性等）を生かした活動を行うという意見や市民活動の充実を図るという意見が数多く挙げられていました。そこで、こうした役割を明確化することで協働のまちづくりの推進につながるものと考え、市民活動団体の役割を規定することとしました。

##### 【説明】

- 1 市民が自主的・自発的に公益的な活動を行う市民活動団体は、特定非営利活動促進法（NPO法）などの法的な基盤整備により、地域社会を支える新たなまちづくりの担い手として広く認識されるようになりました。そして、市民活動には、専門性、多様性、柔軟性、創造性、先駆性などの特性や特徴があります。こうした市民活動の持つ特徴を生かしながら、活動の輪を広げていくことを市民活動団体の役割として明らかにしています。
- 2 燕市の区域には、地域のまちづくりのために活動している団体などが数多く存在しており、その活動内容は多岐にわたっています。しかし、どのような団体が、どのような活動を行って、どのような役割を担っているのか、あまり知られていないことも実情です。  
そこで、市民活動に関する情報の発信や提供を積極的に行い、活動の目的や内容について市民の理解や認識を深めていくことを市民活動団体の役割として明らかにしています。

##### (市民活動団体の役割)

第11条 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体(以下「市民活動団体」といいます。)は、自らが持つ特性等を生かした活動を通じて市民活動の充実に努めるものとします。

- 2 市民活動団体は、活動に関する情報の発信や提供を積極的に行い、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとします。

#### (2) 市民活動の推進

##### 【基本的な考え方】

市民の自主的かつ自発的活動である市民活動を積極的に推進していく必要性を明らかにするために規定を考えました。

##### 【主な論点と議論の経過】

市民活動を推進していくため、市民と市それぞれの役割についても検討を行いました。市民の役割については、市民活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、協力することが挙げられています。それに対し、市は、活動を促進するために必要な様々な支援をしていくこと、活動に参加する市民の自主性及び自立性を尊重することなどが挙げられています。それぞれの役割についても規定することで一致しましたが、市の役割については「第17条第3項(協働のまちづくりの推進)」の部分で説明しています。

また、市民活動が広く認識されてきたといっても十分とまでは言えないことから、今後、

さらに市民活動に対する市民の理解を深めるため、市と市民活動団体が協力して具体的な取り組み（NPOや市民活動などを分かりやすく説明する取り組みの例：広報、ホームページ、ハンドブック作成など）を進めていくことが必要であるという意見がありました。

#### 【説明】

市民一人一人が市民活動の果たす意義や役割を理解し、その活動を応援することで、地域の公共的課題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。そのため、市民一人一人が担い手として市民活動を支え、自らの意思で活動への参加や協力に努めていく必要性を明らかにしています。

#### （市民活動の推進）

第12条 市民は、市民活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。

### ◆第4節 事業者等

#### (1) 事業者等の役割

##### 【基本的な考え方】

まちづくりの主体である事業者等の役割を明らかにし、その実践を通して協働による公共的課題の解決を推進するために規定を考えました。

##### 【主な論点と議論の経過】

はじめに、事業者等を定義することからスタートしました。事業者等として、産業団体、事業者・企業、観光団体などの意見が挙げられています。まちづくりの主体は市民ですが、個人としての役割のほか、個人が組織に属している場合には、その組織の一員としての役割があるという考えから、まちづくりにおいて重要な役割を担っている事業者等をまちづくりの主体として位置付けるといった意見で一致しました。

事業者等の役割に関して、様々な意見が挙げられましたが、産業の活性化や地域社会への貢献という意見が数多く挙げられていました。そこで、こうした役割を明確化することで協働のまちづくりの推進につながるものと考え、事業者等の役割を規定することとしました。

##### 【説明】

- 1 産業は、燕市の重要な地域特性の一つです。また、まちづくりにおいて公共的な領域が広がる中で、地域社会を構成する一員としての事業者等の果たす役割は大きいと考えます。そして、培ってきた知識や専門性を生かした活動を通して地域の活性化に努め、専門知識や技能を次の世代に引き継いでいくことを事業者等の役割として明らかにしています。
- 2 事業者等は、地域社会を構成する一員として、調和を図りながら地域社会に貢献するとともに、地域コミュニティ活動や市民活動に協力していくことを事業者等の役割として明らかにしています。

具体的には、事業者等が社会貢献活動など、まちづくりに積極的に参加することや、活動に対しての側面的な支援を行うことなども考えられます。

#### （事業者等の役割）

第13条 事業者等は、自らが持つ知識、専門性等を生かした活動を通じて地域の活性化に努めるとともに、その技術を継承し、人材の育成に努めるものとします。

- 2 事業者等は、地域社会を構成する一員として地域の発展につながる活動に協力するよう努めるものとします。

## ◆第5節 市議会

### (1) 市議会の役割

#### 【基本的な考え方】

市議会の権限については、地方自治法で規定されていますが、改めてその役割を確認することによって、市議会の機能の重要性を明らかにするために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

まちづくりの主体やその役割について様々な議論を行ってきましたが、市議会はまちづくりの重要な主体であるという意見は一致しました。ただし、市議会議員は自らも条例の立案が可能であり、市議会の役割については議会基本条例に委ねるという考え方や、今回の条例に規定することによる市議会の反応を考慮する必要があるという意見などがあり、市議会については規定しない方が良いのではないかという意見もありました。しかし、この条例は、燕市のまちづくりの基本的な考え方を定めるものであり、市議会の役割を外すことはできないと考えます。また、今回の検討で導き出された役割については、当たり前のことなので規定する必要性を疑問視する意見もありましたが、市議会の役割を市民が再確認するための規定であるという意見から、当然のことでも規定しておく意義はあると考え、市議会の役割として規定することとしました。なお、市議会議員の役割については個別に規定せず、市議会の役割の中に包括的に規定するという意見で一致しています。

#### 【説明】

- 1 市議会は、市民の代表として燕市の最終的な意思決定を行う機関であり、地方自治法で規定されているとおり、市政運営の基本的な事項を議決する権限や市政運営を監視する機能などを有しています。

市議会は、まちづくりの重要な主体であり、まちづくり基本条例は、燕市のまちづくりの基本的な考え方を定めるものであることから、あらためて市議会の役割の重要性を明らかにするものです。

- 2 市議会は、自主性と自立性の高いまちづくりを推進する観点から、地域の公共的課題の効果的な解決や市民の意思を反映した政策の実現を図るために調査活動などに努め、政策の立案や政策の提言に努めるなど、市議会の政策形成機能を充実させていくことを役割として明らかにしています。
- 3 市議会に関する様々な情報を市民に分かりやすく、積極的に伝え、市民と情報を共有するよう努めることで、市民に開かれた議会運営をより一層推進することを市議会の役割として明らかにしています。

#### (市議会の役割)

第14条 市議会は、市民の意思を代表するとともに、本市の意思決定機関及び市政を監視する機関としてその役割を果たすものとします。

2 市議会は、積極的に政策提言及び政策立案を行うとともに、市民の意思が市政に反映されるよう調査活動等に努めるものとします。

3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めるものとします。

## ◆第6節 市及び市の職員

### (1) 市の役割

#### 【基本的な考え方】

協働による公共的課題の解決の推進に向け、まちづくりにおいて果たすべき市の役割を明らかにするために規定を考えました。この条例の目的を達成するため、市の責務を明確に示すことは、条例の実効性を高めるうえで重要です。

#### 【主な論点と議論の経過】

市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民の意思による自主性と自立性の高いまちを創り上げるため、市がまちづくりにおいて果たすべき役割を明らかにすることは必要であるという意見は一致しました。まちづくりにおいて市が果たすべき役割については範囲が広く、市の役割に関しては、第3章 協働、第4章 市民参画、第5章 情報共有、第6章 市政運営の中でも掲載したとおり、数多くの多種多様な意見が挙げられました。

それらの意見を集約すると、最も重要なことは市民のための行政であるべきということです。そして、市民の想いを実現するということが市の役割であると考えます。このような意見や考え方にに基づき、市の役割を規定することとしました。

#### 【説明】

- 1 市は、まちづくりの主体である市民を第一に考え、市民福祉の増進を図り、より効率的で質の高い行政サービスを提供していくことが市政運営の基本になります。市民の意向が反映されるよう、公正かつ誠実で市民に開かれた市政運営を行い、市民の権利や利益を保護していかなければならないことを市の役割として明らかにしています。
- 2 市は、社会の変化や様々な課題に対して柔軟かつ迅速に対応するとともに、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供するため、市民にとって分かりやすく、機能的な組織構成や人員構成を行い、組織運営が効果的に行われるよう、常にその組織を見直していかなければならないことを市の役割として明らかにしています。
- 3 行政の組織や運営方法は、縦割りであると言われることがあります。市は、縦割り行政の解消に努め、組織内で横断的に連携して、常に情報の交換や事務事業の調整を行い、協力して政策等を実現していくなど、行政機能を最大限に発揮していかなければならないことを市の役割として明らかにしています。

#### (市の役割)

- 第15条 市は、市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスの提供を図るとともに、公正かつ誠実で、市民に開かれた市政運営を行うことにより、市民の権利及び利益を保護しなければなりません。
- 2 市は、社会経済情勢の変化、多様化する課題等に的確に対応するため、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行わなければなりません。
  - 3 市は、執行機関等が相互に連携し、協力しながら行政機能を発揮しなければなりません。

### (2) 市の職員の役割

#### 【基本的な考え方】

協働による公共的課題の解決の推進に向け、まちづくりにおいて果たすべき市の職員の役割を明らかにするために規定を考えました。この条例の目的を達成するため、市の責務とともに行政運営に係る実務を遂行する市の職員の責務を明確に示すことは、条例の実効性を高めるうえで重要です。

#### 【主な論点と議論の経過】

市の役割について検討する中で、市の職員に関する意見も数多く挙げられています。そこで、市とは別に市の職員の役割を規定するという意見で一致しました。市の職員の役割



に関して、様々な意見が挙げられましたが、課題として市民目線での対応を求める意見や地域の活動について職員の参加や協力が不足していることが明らかになりました。そこで、市の職員の役割として、市民との信頼関係をつくること、地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加することなどが意見として挙げられています。また、公正誠実に職務を行う、全体の奉仕者であることを認識する、法を守る、能力向上に努めるなどの意見がありましたが、当たり前のことなので規定する必要性を疑問視する意見もありましたが、市の職員が責務を再認識する意味で、当然のことでも規定しておく意義はあると考え、市の職員の役割として規定することとしました。

**【説明】**

- 1 市の職員の基本姿勢として、全体の奉仕者としての自覚のもと、市政への市民の信頼を失墜させることのないよう法令を遵守し、市民に対して、公正かつ誠実に職務を遂行していかなければならないことを市の職員の役割として明らかにしています。
- 2 行政運営において、職員一人一人が職務に対する責任を自覚し、職務を遂行するうえで必要な知識を習得するとともに、幅広い分野で能力開発と自己研さんに努め、専門的な知識や能力を十分に発揮していくことを市の職員の役割として明らかにしています。また、市民と同じ目線に立って、市民が望む行政サービスを行うことで、市民との信頼関係の向上を図っていかなければならないことを明らかにしています。
- 3 協働のまちづくりを推進するため、市の職員も協働の重要性について認識を深め、意識改革を行う必要があります。職員自らも地域社会を構成する一員として、市民と共に考え、行動し、率先してまちづくりに関わっていく姿勢が必要であることを明らかにしています。

**(市の職員の役割)**

第 16 条 市の職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

- 2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めるとともに、市民の視点に立ち、市民との信頼関係の向上を図らなければなりません。
- 3 市の職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加しなければなりません。

## ◇第3章 協働

### (1) 協働のまちづくりの推進

#### 【基本的な考え方】

市民の意思による自主性と自立性の高いまちを創り上げるため、協働によるまちづくりの進め方についての基本的な考え方を明らかにすることが必要です。

多様な主体と市との協働により、地域の公共的な課題をより効果的に解決し、市民と地域の力を生かした、市民と市とのパートナーシップによるまちづくりを進めていくことを明らかにするために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

はじめに、協働の取り組みの現状と課題について整理することからスタートしました。課題としては、

- ・協働に関する情報や市民の関心が不足していること
- ・各主体の協力・連携不足により、同じ取り組みでもバラバラで活動を行っていること
- ・協働のルールや仕組みが整っていないため行政主導となりがちであること
- ・情報交換や交流の場や機会が不足していること
- ・活動資金が不足している、活動拠点が無いなどの理由から活動が停滞していること
- ・指針やマニュアルが整備されていない、目的や目標が共有されていない、役割や責任が不透明であること
- ・人財が不足していること など数多くの意見が挙げられました。

これらの課題の解決方法について検討を行いました。市民ができることは自分たちで解決し、それでも解決できない部分を市が補ってまちづくりを進めていく、協働のまちづくりを推進していくことが重要であるという意見が挙げられました。そのためには、まちづくりの目的を共有すること、お互いを理解すること、それぞれの役割を明確にして対等な立場で協力し合うことが必要であるという意見や各主体同士の交流や情報交換の場が必要であること、情報提供や人的・財政的支援などの市の支援も必要であるという意見などが挙げられています。このような意見や考え方に基づき、協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方を規定することとしました。

#### 【説明】

- 1 自主性と自立性の高いまちづくりを推進し、地域の公共的な課題をより効果的に解決していくため、まちづくりの主体である市民、市議会と市は、それぞれの立場や役割について相互理解を深め合い、知恵と力を合わせて、協働のまちづくりを積極的に推進していくことを明らかにしています。

まちづくりには、それぞれが主体性を持って取り組む領域と、役割分担しながら連携し、協力して取り組む協働の領域があると考えます。協働で取り組む領域の明確化を図りながら、お互いにまちづくりを担うパートナーとして信頼関係を構築し、市民、市議会と市が共に活動する協働の視点に立ち、地域全体が一体となって、まちづくりを進めていこうというものです。

- 2 協働のまちづくりを推進するための取り組みとして、市は協働による取り組みを推進する体制の整備や、地域コミュニティ活動や市民活動など市民の自主的かつ自発的な活動を行うための活動拠点の整備等に努めなければならないことを明らかにしています。

まちづくりに関わる様々な主体が交流する場や市の協働体制を整備することで、情報共有や相互理解を促進し、各主体同士の全市的なネットワークや連携体制の構築を推進していくことが必要です。

- 3 市は、まちづくりに関わる様々な主体と協働のパートナーとして共に活動できるよう、その活動の公益性や活動内容の透明性及び市が行う支援による効果について詳しく検証したうえで、活動を促進するための適切な支援を行っていく必要性を明らかにしています。

また、市は、各主体との協働による取り組みを行う場合や必要な支援をする場合において、各主体の自主性や自立性が尊重されるように配慮しなければなりません。協働の相手方を市の下請けとして位置付けることのないよう、それぞれの特性を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

#### (協働のまちづくりの推進)

第 17 条 市民、市議会及び市は、地域の公共的課題をより効果的に解決していくため、お互いを理解し、知恵と力を出し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとします。

2 市は、まちづくりに関わる多様な主体との協働体制を確立し、協働に向けた活動拠点の整備等必要な環境づくりに努めなければなりません。

3 市は、協働のまちづくりの推進に当たり、市民の自発的なまちづくりの活動を促進するため、活動に参加する市民の自主性及び自立性を尊重しつつ、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

## (2) 協働事業

### 【基本的な考え方】

地域の公共的な課題のより効果的な解決に向けて、市民と市との協働による事業の実施を推進するために規定を考えました。

### 【主な論点と議論の経過】

協働のまちづくりの具体的な仕組みについても検討を行いました。検討の中では、協働事業を市民と市が双方向で提案できる仕組みなど、新たな取り組みを進めていくことが重要であるという意見が挙げられています。このような意見や考え方に基づき、協働事業を推進するための基本的な考え方を規定することとしました。

### 【説明】

1 協働のまちづくりを推進するため、地域の公共的な課題の解決に向けて、市民と市が同じテーブルで協議する場をつくるなど協働による取り組みを推進していくことが必要です。

市からの提案だけではなく、市民からの提案という相互の提案によりこの趣旨を実現しようとするもので、協働によるより効果的な課題解決を図るために必要な取り組みを推進していくことを明らかにしています。

2 燕市では、市と協働でまちづくりを進める「イキイキまちづくり団体」などの組織と協働事業を展開しています。こうした取り組みをさらに発展させていくことが必要であり、地域の身近な公共的課題に対して協働で取り組むことで、より効果的な課題解決を図るため、市民は市に対して協働事業を提案できることを明らかにしています。

3 市は、協働で実施する事業について、事業の内容や実施過程の透明性を確保するなど公正性を図るとともに、お互いの役割や責任等について十分に協議し、対等な立場と適切な役割分担のもとで協働事業を行うように努めていくことを明らかにしています。

市は、協働事業を実施するに当たっては、協働の目的、その効果や取り組みの結果を明らかにしながら、まちづくりのパートナーと信頼関係を築き上げていくことが必要です。

### (協働事業)

第 18 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、協働して実施することがより効果的な事業(以下「協働事業」といいます。 )については、市民と市との協働による実施を推進するものとします。

2 市民は、市に対し、別に定めるところにより、協働事業を提案することができるものとします。

3 市は、協働事業を実施する場合において、その透明性を確保するとともに、市民と適切に役割分担し、及び対等な関係を保つよう努めなければなりません。

### (3) 人材の育成

#### 【基本的な考え方】

市民と市が協働して、人材を育成するための様々な機会を提供していくために規定を考えました。

まちづくりは「人」なくして成り立ちません。人づくりは、まちづくりのすべての基礎となることを認識し、一人一人の個性や能力を生かすことができるまちづくりを進めていくことが必要であると考えます。

#### 【主な論点と議論の経過】

協働によるまちづくりの現状と課題について話し合った中で、まちの将来を担う人材を育成することが重要であるという意見が挙げられました。また、これまでの検討の中では、「人づくり」に関する意見が数多く挙げられています。人づくりは市の役割であるという意見もありましたが、地域におけるリーダーや活動の中心者など、各主体が行う活動を通じて人づくりを進めていく必要があるという意見から、まちづくりに関わる様々な主体と市が協働で人材育成を推進していくことを規定することとしました。

#### 【説明】

地域コミュニティや市民活動団体などの多くが直面している課題として、人材の問題があります。燕市では、教育立市の趣旨に基づき、人をまちづくりの原点としてとらえ、市民と共に豊かな人間性と創造性を備え、郷土に愛着を持った人づくりを推進しています。

まちづくりは人づくりに例えられるように、人づくりはまちづくりに関わる様々な主体と市が協働により取り組むべき公共的課題としてとらえ、燕市の将来を担う人材を育成するための様々な機会の提供に努めていくことを明らかにしています。

#### (人材の育成)

第 19 条 市は、まちづくりに関わる多様な主体と協働し、まちづくりを担う人材を育成する機会の提供に努めなければなりません。

## ◇第4章 市民参画

### (1) 市民参画の推進

#### 【基本的な考え方】

市民の意思による自主性と自立性の高いまちを実現するため、市民参画を基本としたまちづくりの進め方についての基本的な考え方を明らかにすることが必要です。

市民参画により市民の意思を的確に把握し、市の政策等に適切に反映しながら市政運営を進めていくことを明らかにするために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

はじめに、市民参画の現状と課題について整理することからスタートしました。課題としては、

- ・市民参画の仕組みが整っていないため、意見を伝える場や機会が少ない
- ・具体的な話し合いがあまり行われず意見が反映されにくい
- ・提案をしても縦割り組織で、意見や要望を反映する仕組みが整備されていない
- ・まちづくりへの参加に対して市民の理解が得られない
- ・雰囲気や時間帯が悪く参加しにくい
- ・参加しても市の方針が決まっていて動かせない
- ・制度の周知が不十分で、参加するための手段や方法が分からない など数多くの意見が挙げられました。

これらの課題の解決方法について検討を行いました。市が行う事業などの立案から実施、評価、改善の各段階に市民が参加する機会を保障し、市民の意見や提案を市政に適切に反映していく仕組みを整備していく必要があるということが挙げられました。そのためには、市民が参加しやすい環境づくりを考えていくこと、制度に関する周知を様々な機会をとらえて行っていくこと、市民参画の必要性を分かりやすく市民にお知らせしてより多くの市民からまちづくりに関心を持ってもらうことが必要であるという意見などが挙げられています。このような意見や考え方にに基づき、市民参画を推進するための基本的な考え方を規定することとしました。

#### 【説明】

- 1 市民主体のまちづくりを推進するためには、市民の主体的な市政への参加が必要であり、さらに市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程に関わることが重要です。市は、市民に開かれた市政運営を進めるため、市民参画を基本とした市政運営を行っていくことを明らかにしています。
- 2 市は、市民参画を推進し、市民の意見や提言等をまちづくりに生かしていくため、市民にとって分かりやすく、利用しやすい仕組みなど、市民が参画しやすい制度を整備しなければならないことを明らかにしています。  
市は、市民参画により市民から提案された意見や提言などを個々に検討し、政策等にどのように反映されたのか結果を市民に公表するなど、市民一人一人の主体的な参画を促す取り組みを行っていくことが必要です。
- 3 市は、市民参画に関する制度や方法をできるだけ分かりやすく周知していくことが必要です。また、市民参画の機会を平等に保障するため、市民が参加しやすい時間帯の設定、意見を出しやすい雰囲気や仕組みづくり、参加するための学習機会の提供など、参加の場と機会の創設に努めていくことを明らかにしています。

#### (市民参画の推進)

第20条 市は、市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、市民参画を積極的に推進するものとします。

- 2 市は、実効性のある市民参画の仕組みを整備し、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じなければなりません。
- 3 市は、積極的な市民参画が促進されるよう、市民参画に関する制度等の周知を図るとともに、開かれた場と機会を提供するよう努めなければなりません。

## (2) 市民参画の方法

### 【基本的な考え方】

市民主体のまちづくりを推進するうえで、具体的にどのような方法を用いて市民参画を求めていけば良いのかを明らかにするために規定を考えました。

### 【主な論点と議論の経過】

市は、重要な政策の形成過程で市民参画を保障することが必要であり、その具体的な方法についても検討を行いました。検討の中では、審議会等への市民公募、意見交換会、ワークショップといった、市民に直接参加を求める仕組みのほか、パブリックコメント、アンケート調査、市長への手紙やホームページ等を利用した意見や提案といった、市民に間接的に参加を求める仕組みについても意見が挙げられています。市長への手紙やホームページ等を利用した意見や提案については、相談や苦情が主に寄せられているのが実情であり、市民参画の仕組みとして確立しているとは言い切れないようです。ただし、こうした仕組みについても効果的な運用や改善が必要であり、さらに新たな市民参画の仕組みを検討していくことが必要です。このような意見や考え方に基づき、市民参画の方法を規定することとしました。

### 【説明】

市は、政策に対する市民の関心や政策が市民に与える影響などを総合的に判断して、必要であると認められるものについては、市民参画を求めなければならないことを明らかにしています。また、市民参画を求める場合は、案件に応じた適切で有効な方法により市民参画を推進していくことが必要です。

- ① 審議会その他の附属機関及びこれに類する組織とは、行政事務について必要な審査、審議又は調査等を行うために設置された審議会等のことです。  
審議会等は、学識経験者や関係者で組織している場合もありますが、市民公募は、より主体的な市民参画を推進するための手法の一つです。  
審議会等については、その設置目的や役割は多種多様となっていますが、審議会等の設置に当たっては、必要性を十分に検討することなど、設置の基準を明確にしておく必要があります。
- ② 意見交換会は、市長との懇談会や地域説明会、まちづくり出前講座など、市民が直接的に意見を表明できる機会です。
- ③ ワークショップは、共通の課題を設定して、参加者が共に体験したり、意見交換を行ったりするなど、協働作業を通じて、お互いの考え方や立場の違いを学び、協力し合いながらまちづくりの提案などをまとめる手法です。
- ④ パブリックコメントは、市政に関する重要な事案に対して、広く市民から意見を求め、市民から提出された意見を検討し、その結果をどのように事案に反映させたのかなど、検討結果を公表する手法です。なお、意見提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法により実施され、結果の公表は、担当課での閲覧のほか、広報つばめやホームページなどに掲載されています。
- ⑤ アンケート調査は、その対象やテーマごとに市民の意向を把握するための手法であるとともに、間接的に市民参画する手法の一つです。
- ⑥ ①～⑤までに掲げる手法のほか、現在、市長への手紙やホームページ等を利用した意見や提案の募集などにも取り組んでいます。こうした取り組みについても市民参画の制度の一つとして、効果的な運用や改善を図っていくことが必要です。このように、市民参画の手法は様々ですが、すべてにおいて万能な手法はありません。上記以外にも、案件に応じた、適切で有効な手法を検討していく必要があります。

(市民参画の方法)

第21条 市は、政策の立案、実施、評価及び改善の一連の過程において、政策に対する市民の関心及び政策が市民に与える影響その他政策の内容を総合的に判断し、市民参画が必要であると認める場合には、次に掲げる方法のうち事案に応じた適切なものにより市民参画を求めなければなりません。

- (1) 審議会その他の附属機関及びこれに類する組織(以下「審議会等」といいます。)への市民公募
- (2) 意見交換会
- (3) ワークショップ(参加者が共に検討作業を行い、協力し合いながらまちづくりの提案をまとめる等の作業をする集まりをいいます。)
- (4) パブリックコメント(意思決定の過程において案を公表し、市民からの意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続をいいます。以下同じです。)
- (5) アンケート調査
- (6) 前各号に準ずる方法

(3) 審議会等

【基本的な考え方】

審議会等の委員に市民を選任するときは、市は、公募により選考するとともに、男女比率、年齢構成、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い分野から人材を登用しなければならないことを明らかにするために規定を考えました。また、情報公開と情報共有の観点から、審議会等の会議を原則公開することを明らかにしています。

【主な論点と議論の経過】

審議会等についての課題として、同じ人がいくつも委員を兼ねていること、男女の比率や年齢層に偏りがあるといった、参加者の偏りについての意見が挙げられています。審議会によっては、その専門性などから市民の参加が適さないものもあることを検討の中で学びましたが、市民の幅広い意見をまちづくりに反映するため、市が審議会等の委員に市民を選任する場合は、委員の公募制を充実させていくことを規定することとしました。また、審議会等の会議を公開することについても情報公開等の観点から必要であるという意見で一致していますが、会議録等の公開の迅速性を求める意見もありました。

【説明】

- 1 学識経験者、関係者や一般市民等で構成する審議会等は、市の政策過程で重要な役割を担っています。多くの市民から様々な意見を聴くための方法として、市は審議会等の委員の公募制を充実させ、原則として公募委員を加えることで市民参画の促進と政策過程の透明性を向上していくことを明らかにしています。ただし、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性が求められる場合など、公募による委員の選任が適さない場合や公募委員を加えないことに正当な理由がある場合を除きます。
- 2 市は、市民の様々な意見を市政に反映するため、審議会等の委員を選任する場合には、男女比率、年齢層、他の審議会等との重複などを考慮して、幅広い層や分野から人材を登用するよう努めなければならないことを明らかにしています。
- 3 市は、政策過程の透明性を図り、情報公開と情報共有の観点から、審議会等の会議を原則公開しなければならないことを明らかにしています。

ただし、法令等の規定によるもののほか、会議を公開することにより、自由な発言や率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合、特定の人に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある場合など、公開

することが適当ではないと認められる場合などは、市は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

**(審議会等)**

第 22 条 市は、審議会等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考しなければなりません。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合、高度な専門性が求められるため公募によることが適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければなりません。

3 市は、審議会等の会議を公開しなければなりません。ただし、法令等の規定により非公開とされる場合、議事内容に別に条例等で定める非公開情報が含まれるため公開することが適当でないと認められる場合その他正当な理由がある場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

#### (4) 対話の場の設置

##### 【基本的な考え方】

対話に基づく市民参画の機会や学習の機会を保障するために規定を考えました。

##### 【主な論点と議論の経過】

市民参画の現状と課題について検討する中で、市長や市議会との直接対話の場を求める意見が挙げられています。間接的な制度（パブリックコメントや市長への手紙など）による意見表明が苦手な人もいるという意見もありました。また、市民参画を推進するため、市民が行政課題や市の政策について理解を深めることができるように、学習する機会を設ける必要があるという意見も数多く挙げられています。このような意見や考え方にに基づき、対話の場を設置することを規定することとしました。

##### 【説明】

市民の情報交換や意見交換、学習機会となる対話の場を設置することにより、それぞれの課題を共有し、お互いの立場を理解することができると思います。また、市民が自らの意思でまちづくりに積極的に参加していくためには、まちづくりについて学習する機会も必要です。市民主体のまちづくりを推進し、市民の意思をまちづくりにより反映するため、市は対話に基づく市民参画を推進する必要性を明らかにしています。

市は、積極的に市民との対話を深め、市民の考えや要望などを把握し、効果的な政策等を推進していくことが必要です。

##### (対話の場の設置)

第 23 条 市は、市民が必要とするまちづくりに関する学習機会を提供するとともに、市民とまちづくりの課題について活発な意見交換を行うため、市民との対話の場を設置することができます。



## (5) パブリックコメント

### 【基本的な考え方】

市の重要な政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施することを明らかにするために規定を考えました。

### 【主な論点と議論の経過】

パブリックコメントの課題として、意見を出す人が非常に少なく、意見の偏りがあるという意見が挙げられています。パブリックコメントは、市政への市民参画の促進を図るための重要な制度であるため、更なる制度の周知を図るため規定することとしました。

### 【説明】

- 1 市は、市政運営に関する重要な政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施し、市民参画の促進と、市の意思決定過程の公正性の確保や透明性を向上していくことを明らかにしています。

なお、パブリックコメントの対象となる「重要な政策等」とは、燕市パブリックコメント実施要綱で次のとおり規定されています。

- (1) 市政に関する基本的な計画等の策定又は変更
- (2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (4) 広く市民の公共の用に供する施設の建設に係る基本計画の策定又は変更

- 2 パブリックコメントの具体的な実施の範囲、実施方法その他必要な事項については、既存の制度の中で規定されていることから、パブリックコメント制度の詳細は、別に定めることとしています。また、市は、既存のパブリックコメント制度についても、この条例の趣旨を踏まえ、市民にとってより分かりやすく、意見を伝えやすい制度となるよう改善を図っていく必要があります。

(パブリックコメント)

第 24 条 市は、市の重要な政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施するものとします。

- 2 前項の規定によるパブリックコメントの実施の範囲、方法その他必要な事項は、別に定めるものとします。

## (6) 住民投票

### 【基本的な考え方】

市民が市の政策決定に関わる仕組みとして、市民の生活に関わる極めて重要な事項について、住民投票を実施することができることを明らかにするために規定を考えました。

### 【主な論点と議論の経過】

住民投票制度をこの条例に規定すべきかどうかについては、次のような様々な意見がありました。

- ・協働のまちづくりを目指して、このまちづくり基本条例を創り上げていくという状況において最終手段の要素というものをわざわざ盛り込まなくても良いのではないかと
- ・住民投票自体は必要だが、難しい問題があり、これもあれもすぐに住民投票ということにもなりかねない
- ・安易に実施されることやまちを二分するようなことも危惧される
- ・住民投票は〇か×かで結論付けてしまうことになるので、それだけですべて決められるものではない。そして、ここに規定しておくことで、住民投票が安易に乱用されてしまうのではないかと

- ・ こういう手段もあることを知らしめるためにも規定しておいた方が良いのではないか
- ・ 制度を周知させるためにも規定しておく方が良いのではないか
- ・ 必要であるが、これを盛り込むことによって対話を通り越していきなり投票ということにもなりかねないのでは
- ・ 実施するかどうかは別として、住民投票の制度があるということを定めておくことに意味がある
- ・ この条例の中で、明確に実施に関する規定を位置付けるか、又はこの条例と一緒に住民投票条例を整備した方が良い（燕市住民投票条例を今後求めるという意見）

検討した結果、地方自治法の規定により、現在でも住民からの直接請求により住民投票条例の制定を請求することができることや、市民が政策決定へ参加する最終的な手段であり、市民参画の権利を保障する観点から、制度として規定しておいた方が良いという意見で一致しました。ただし、どのような事案に対して住民投票を行うかについては、具体的な意見はありませんでした。どのような場合に住民投票を行うかをあらかじめ規定しておくことは難しく、また、すべての事案を一律の取り扱いにすることは危険性もあるということです。住民投票に至るまでには、この条例に基づいた対話や意見交換の段階がいくつもあり、議会等で議論され、すでに意見は出尽くしているはずであるという意見が挙げられていますので、それでも決定できない重要事案に対して行われるべきであると考えます。住民投票の実施に関する事項については、最も適切な対象や方法を選択できるように、事案ごとに必要な事項をその都度議会の議決を経て条例で定めるという意見です。

#### 【説明】

- 1 まちづくりは、市民と市との信頼関係や協力関係が必要であり、情報共有を図りながら市民参画や協働を実践し、政策決定までの議論の過程を大切にすることで、住民投票に至らなくても解決していくことが可能であると考えます。住民投票は、様々な問題を伴うため賛否両論があり、住民投票に至ることなく重要課題を解決していくことが最適ですが、市民の意思確認のためのあくまで最終手段として位置付け、制度として保障することを明らかにしています。
- 2 住民投票の結果をもって意思決定を法的に拘束するものではありませんが、市民の直接の意思である住民投票の結果は、尊重されるべきものであることを明らかにしています。
- 3 住民投票の実施については、対象となる事案について、テーマごとの適格性や投票要件、実施方法など、様々な観点から検討を加える必要があることから、市議会での十分な議論を経て、それぞれの事案ごとにその都度条例で必要な事項を定めることを明らかにしています。

#### (住民投票)

第 25 条 市長は、市民の生活に関わる極めて重要な事項について、市民に直接その意思を問う必要があると認める場合は、住民投票を実施することができます。

- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに、その都度市議会の議決を経て、条例で定めます。

## ◇第5章 情報共有

### (1) 情報の共有

#### 【基本的な考え方】

まちづくりに関する情報はまちの共有の財産であり、情報の共有は市民参画と協働のまちづくりを進めるうえで不可欠です。

市民、市議会と市が相互に情報提供を行い、情報の共有化に努めていくことを明らかにするために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

はじめに、市民の意見を市政に反映するための取り組みの現状と課題について整理することからスタートしました。課題としては、

- ・意見を伝えるための制度の周知が不十分であること
- ・意見を伝える担当窓口が分からないこと
- ・市民提案に対する情報が公開されておらず、意見が伝わったかが分からないこと
- ・市民への情報提供が不足していること
- ・意見を伝える場や機会が少ないこと
- ・情報が分かりにくいこと など数多くの意見が挙げられました。

これらの課題の解決方法について検討を行いました。市民と市の相互の情報共有を図っていくことが重要であるということが挙げられました。そのためには、市は広報などで積極的な情報提供を行うこと、分かりやすい情報提供を行うこと、市民の意見を的確に把握するため積極的な情報収集を行うこと、市からだけでなく市民からも情報を提供することが必要であるという意見などが挙げられています。このような意見や考え方にに基づき、情報の共有を推進するための基本的な考え方を規定することとしました。

#### 【説明】

- 1 情報の共有は、市民参画を推進するうえで不可欠です。また、協働の取り組みを進めていくための前提となるものであり、まちづくりのパートナー同士が持つ情報を相互に共有することは、非常に重要です。市民参画と協働のまちづくりを推進するため、市民、市議会と市が相互に情報の収集や提供を行い、情報の共有化に努めていくことを明らかにしています。
- 2 市は、情報の共有を推進するため、市政全般にわたる市民の意向の把握や地域の公共的課題などの情報収集に努めなければならないことを明らかにしています。また、市から情報公開や情報提供される情報が、正確で適切な内容でなければならないことから、市は、適正な情報管理に努める必要があります。
- 3 市は、情報の共有を推進するため、市民が必要なときに容易にまちづくりに関する情報を得ることができるよう、情報提供の仕組みを整備するように努めなければならないことを明らかにしています。そして、その内容に応じた適切な時期に、適切な方法で情報を分かりやすく市民に提供し、理解を深めてもらうよう努める必要があります。

#### (情報の共有)

第26条 市民、市議会及び市は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を収集し、提供し合うことにより、情報の共有に努めるものとし、

- 2 市は、地域の公共的課題等を的確に把握するための情報の収集と適正な情報管理に努めなければならない。
- 3 市は、まちづくりに関する情報を市民が容易に得られるよう情報提供の仕組みを整備し、適切な時期及び方法により、市民に分かりやすく情報提供するよう努めなければならない。

## (2) 情報の公開

### 【基本的な考え方】

市の保有する情報を公開して、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市民の理解と信頼を深め、市民に開かれた市政を一層推進するために規定を考えました。

### 【主な論点と議論の経過】

情報公開については、現在、燕市情報公開条例に基づき市の情報を公開していますが、情報の共有を推進していくためには、情報公開制度の位置付けは重要となることから、この条例に規定することとしました。情報公開の規定は、情報共有の部分と合わせて規定しても良いのではないかという意見もありましたが、市民の請求に基づいて公開する情報公開制度の規定と積極的に市の情報を提供する意味での情報提供の規定は、分けて規定する方が分かりやすいという考えから、独立して規定することとしました。

### 【説明】

情報公開は、市民の知る権利を保障するとともに、市民参画と協働のまちづくりを推進するうえでの前提条件となるものです。燕市では、燕市情報公開条例に基づき、市の保有する情報を公開していますが、この条例で改めて確認することで、市民に開かれた市政運営をより一層推進する姿勢を明らかにします。

#### (情報公開)

第 27 条 市は、燕市情報公開条例(平成 18 年燕市条例第 11 号)に基づき、市が保有する情報を市民の求めに応じて公開しなければなりません。

## (3) 個人情報の保護

### 【基本的な考え方】

まちづくりに関する情報の共有に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報を保護するために規定を考えました。

### 【主な論点と議論の経過】

個人情報の保護については、現在、燕市個人情報保護条例に基づき適正な取扱いが行われていますが、情報の共有を推進していくためには、個人情報保護制度の位置付けは重要となります。個人情報の保護については、あえて規定する必要はないのではないかという意見もありましたが、情報の共有に当たって適正な情報管理が図られるよう、この条例に規定することとしました。

### 【説明】

市民参画と協働のまちづくりを進めるうえで、情報の共有が重要となる一方で、個人情報の保護を図ることが必要です。燕市では、燕市個人情報保護条例に基づき、個人の権利と利益の保護が図られていますが、この条例で改めて確認することで、個人情報の保護に関する市の姿勢を明らかにしています。

#### (個人情報の保護)

第 28 条 市は、市が保有する情報の提供及び公開に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、燕市個人情報保護条例(平成 18 年燕市条例第 12 号)に基づき、必要な措置を講じなければなりません。

#### (4) 説明責任及び応答責任

##### 【基本的な考え方】

市民に対する市の説明責任や応答責任を明らかにするために規定を考えました。

説明責任や応答責任は、市民の知る権利を保障するとともに、市民参画と協働のまちづくりを推進するうえでの前提条件となるものです。

##### 【主な論点と議論の経過】

市の説明責任や応答責任に関する課題として、市の情報が分かりにくいこと、市の説明がきちんと行われていないこと、意見を言っても回答が得られないことや回答が遅いことなどの意見が挙げられました。これらの課題の解決方法について検討を行いました。市民の意見がどう取り扱われたのかについて公表するとともに意見に対する市の説明をきちんと行うことが必要であるという意見が挙げられました。このような意見や考え方に基づき、市の説明責任と応答責任について基本的な考え方を規定することとしました。

##### 【説明】

1 説明責任は、市民参画と協働のまちづくりを進めるうえで最も基本的な原則です。市は、政策等の立案、決定、実施、評価及び改善の各過程においてその必要性や経過、内容などについて分かりやすく説明しなければならないことを明らかにしています。

従来は、結果の説明に重点が置かれていましたが、今後は、市の政策の形成過程の各過程で説明責任を果たし、市民の理解が得られるよう努めていくことが必要です。

2 市は、市民からの市政に関する意見、要望、提案等に対して、速やかに、かつ、適切に回答するよう努めなければならないことを明らかにしています。市は、市民との信頼関係の向上を図っていくために適切な対応を図り、常に行政サービスの向上に取り組むことが必要です。

##### (説明責任及び応答責任)

第 29 条 市は、政策の立案、決定、実施、評価及び改善の各過程において、その経過、内容、効果等を市民に分かりやすく説明しなければなりません。

2 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に回答するよう努めなければなりません。

## ◇第6章 市政運営

### (1) 総合計画

#### 【基本的な考え方】

市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行っていくために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

総合計画は、行政全般にわたるまちづくりの方向性を示した最上位の計画であることを検討の中で学びました。また、総合計画に定める基本構想については、今後、市議会の議決要件や市の策定義務はなくなるかもしれないという説明もありましたが、計画的な市政運営を行っていく必要があるという意見のほか重要な項目であるので、市民と一緒につくるといったことなどについても強調した方がよいという意見が挙げられています。そこで、市民と共に総合計画を策定していくこと、そして総合計画に掲げられた政策の進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく説明することを規定することとしました。

#### 【説明】

- 1 総合計画は、まちづくりの方向性を示した最上位の計画であり、市の事業は、総合計画に基づいて行われています。市は、まちづくりの基本理念を実現するため、総合的かつ計画的な政策を実施していかなければならないことを明らかにしています。総合計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、市民参画を求めて検討を行うとともに、市民の意見を計画に反映する必要があります。
- 2 市は、情報共有と説明責任の観点から、総合計画の内容や政策等の進捗状況に関する情報を市民に分かりやすい方法で公表しなければならないことを明らかにしています。

#### (総合計画)

第30条 市は、市政運営の総合的な指針として総合計画を市民参画の下で策定し、計画的な市政運営を行わなければなりません。

- 2 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

### (2) 財政運営

#### 【基本的な考え方】

自主性と自立性の高いまちづくりの推進に向け、財政運営に関する基本的な考え方を明らかにするために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

この条例を検討した当初の段階から、健全な財政運営についての規定を盛り込むという意見が挙げられていました。市の財政状況に関する市民の関心が高いことの表れであると考えます。また、市組織の横の連携を強化するという意見も数多く挙げられています。そこで、市の様々な政策相互の連携を図りながら健全な財政運営に努めていくこと、そして財政状況に関する情報を市民に分かりやすく説明することを規定することとしました。

#### 【説明】

- 1 市は、自主性と自立性の高いまちづくりを推進し、この条例の目的の実現に向けて最大限に機能を発揮していくため、縦割り行政の弊害を解消し、総合計画、行政評価、予算編成等の連動など政策相互の連携を図るとともに、継続的に行政の効率性を高める努力を行いながら、健全な財政運営に努めなければならないことを明らかにしています。
- 2 市は、情報共有と説明責任の観点から、燕市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすい方法で公表しなければならないことを明らかにしています。

**(財政運営)**

第 31 条 市は、政策相互の連携を図りながら効率的かつ効果的な政策を実施し、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

**(3) 行財政改革の推進**

**【基本的な考え方】**

自主性と自立性の高いまちづくりの推進に向け、不断の行財政改革に取り組むことを明らかにするために規定を考えました。

**【主な論点と議論の経過】**

行財政改革については、検討の中で、市役所内の改革、行政の効率化や既存の制度の見直しについての意見のほか、大学との連携や、学識経験者等の広い分野から行政改革に関わってもらうことが必要という意見が挙げられています。そこで、市は、前例にとらわれない新しい視点から行財政改革に取り組んでいくことを規定することとしました。

**【説明】**

行財政改革は、現在の行政運営を全面的に見直し、効率的で効果的な行政運営が行えるよう、また、それによって新たな財源を生み出せるよう取り組まれるものです。簡単に言えば、これまでの市の仕事やそのやり方などを変えて、改善していく取り組みです。

市は、この条例の趣旨を踏まえ、広く市民の意見を取り入れながら前例にとらわれない柔軟な発想のもと、集中と選択によるまちづくりを進めていくことを明らかにしています。

**(行財政改革の推進)**

第 32 条 市は、自立した行財政運営と市民が必要とする行政サービスの向上を目指すため、前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で行財政改革に取り組むものとします。

**(4) 行政評価**

**【基本的な考え方】**

市が行う事業等の点検と評価を行い、その結果を政策等に反映することで、効率的で効果的な行政運営を行っていくために規定を考えました。

**【主な論点と議論の経過】**

行政評価については、重要だということは分かりますが、どういうことなのか、どういう形で行っているのか内容が市民にとって良く分からないという意見が挙げられています。行政評価は手法そのものがまだ確立されたものではなく、分かりにくいものであったのかもしれません。行政評価については今後も改善を進める必要があることから、市民に分かりやすく情報を提供していくとともに、市民参画の下で実施するように努めていくことを規定することとしました。

**【説明】**

1 行政評価は、市が行っている仕事について、点検と評価を行い、必要に応じて事業の取り組み方法などを見直し、次の仕事に生かしていく仕組みです。

より効率的で効果的な行政運営を行うため、市は事業等について目的や目標を明らかにし、その成果について評価を行い、評価結果を事後の政策等に適切に反映させるよう努めなければならないことを明らかにしています。また、行政評価の実施に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、市民参画に努める必要があります。

2 市は、情報共有と説明責任の観点から、行政評価に関する情報を市民に分かりやすい方法で公表しなければならないことを明らかにしています。

(行政評価)

- 第 33 条 市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を市民参画の下で実施し、評価結果を政策等に速やかに反映させるよう努めなければなりません。
- 2 市は、行政評価に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(5) 政策法務

【基本的な考え方】

自主性と自立性の高いまちづくりの推進に向け、地方自治の本旨に基づいた法令の自主的な解釈・運用を進め、積極的に政策立案を行うなど、独自のまちづくりを進めていくために規定を考えました。

【主な論点と議論の経過】

検討の中で、環境や子育てに関する条例など、具体的な条例の充実についても意見が挙げられています。地域主権の時代においては、燕市の特性を生かした個性豊かなまちづくりが求められることから、独自政策の立案は重要性を増していくはずで、そこで、市の政策法務体制の整備について規定することとしました。

【説明】

地域主権時代の到来により、地方自治体の役割が重要性を増す中で、社会の変化に対応していくためには、従来の踏襲型の発想の仕方そのものを転換し、市民の視点に立って課題を発見するとともに燕らしさを生かした独自の政策を立案していくことが求められます。

市は、法令の自主解釈権や条例制定権を十分に活用しながら、新たなまちづくりの提案に努めなければならないことを明らかにしています。また、条例等の立案の過程においても、この条例の趣旨を踏まえて、情報共有や市民参画が十分に図られるよう配慮することが必要です。

(政策法務)

- 第 34 条 市は、地域の特性を尊重した市政運営を行うため、積極的に条例、規則等の制定権限を活用することにより、新たなまちづくりの提案に努めなければなりません。

(6) 国及び他の地方公共団体等との連携

【基本的な考え方】

まちづくりを進めていくうえでの国や県との関係性を明らかにするとともに、他の自治体等との連携・協力や国際社会との交流に努めていくために規定を考えました。

【主な論点と議論の経過】

まちづくりの主体の役割を検討する中でも、国や県の機関の役割についての意見が挙げられています。ただし、国や県の機関の役割については、市の条例で規定しても条例の効力は及ばないことを検討の中で学びました。そこで、国や県のほか、近隣自治体については、市との連携や協力の対象として、市単独では対応が難しい共通課題の解決を図っていく必要性を確認するために規定することとしました。

また、国際社会との連携についても、グローバル化の対応や国際的な人材育成の観点から必要であるという意見があり、まちづくりにおいて国際的な交流や連携を生かした取り組みを進めていくことについて規定することとしました。



## 【説明】

- 1 国や県の機関についても、燕市のまちづくりに大きく関係している部分があります。地方分権により、国や県とは「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、市は、多様化する政策課題を解決するため、適切な役割分担の下で、国や県と連携し、協力してまちづくりを進めるよう努めていくことを明らかにしています。
- 2 市民生活は、燕市の区域内に限定されるものではなく、地域の公共的課題は、市単独では解決できない場合もあり、様々な分野での広域的視点に立ったまちづくりを進め、より効率的な市政運営を行う必要があります。そのために、市は、他の自治体等との交流や情報共有など、積極的な連携を図りながら、課題の解決に取り組むよう努めていくことを明らかにしています。
- 3 グローバル化の進展により、国際化への対応は重要となっています。また、国際交流を通じて文化や生活に対する理解を深め、国際的な広い視野を有する人財を育成していくことも必要であることから、市は、まちづくりを進めるうえで、国際的な交流及び連携に努めていくことを明らかにしています。

### (国及び他の地方公共団体等との連携)

- 第 35 条 市は、国及び県と適切な役割分担の下、対等な立場で相互に連携し、協力してまちづくりを進めるよう努めるものとします。
- 2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と共通する課題又は広域的な課題について、相互に連携し、協力して、その解決に取り組むよう努めるものとします。
  - 3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識し、まちづくりにおいて国際的な交流及び連携に努めるものとします。

## ◇第7章 条例の尊重及び見直し

### (1) 条例の尊重

#### 【基本的な考え方】

この条例がまちづくりの基本的な考えを定めた燕市のまちづくりを進めるうえでの指針となるものであることから、この条例に規定する事項を尊重しながらまちづくりを進めていく必要性を明らかにするために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

この条例をどのように位置付けるかが論点となります。他の多くの自治体では、この条例を最高規範として位置付けていますが、現行法制度上は、条例相互間で優劣関係を認めることはできないということを検討の中で学びました。しかし、この条例は、燕市におけるまちづくりの基本ルールを定めるものであり、この条例の内容を具体化し、まちづくりの関係者間で共有し、さらに発展させていくことが必要です。このような考えのもと、条例の実効性を担保するため、市民、市議会と市は、この条例を尊重して、まちづくりを進めていくことを規定することとしました。

#### 【説明】

まちづくりに関わる様々な主体が、この条例の趣旨を理解し、条例の考え方を基本として自ら考え、行動することで、より良いまちづくりを進めることができると考えます。

地域の公共的課題の解決を推進するに当たり、この条例に定める事項を尊重しなければならないことを明らかにしています。また、市は、条例等の制定や改廃、基本的な計画の策定、事業の実施等に当たっては、この条例の趣旨を踏まえて整合を図る必要があります。

#### (条例の尊重)

第 36 条 市民、市議会及び市は、まちづくりを推進するに当たり、この条例に定める事項を尊重しなければなりません。

### (2) 条例の見直し

#### 【基本的な考え方】

条例は、社会経済情勢等の変化により必要な見直しが常に行われますが、あえて明示的な規定を置くことで、見直しなどを確実に行うために規定を考えました。

#### 【主な論点と議論の経過】

この条例を検討した当初の段階から、この条例の見直しの規定を盛り込むという意見が挙げられていました。市民が見守り、育てていく進化する条例であるべきという意見です。条例の改正は、社会や制度の変化などに対応して行われるものですが、あえて明示的な規定を置き、定期的に見直しを実施していくことを規定することとしました。見直しの期間については、市長や市議会議員の任期に合わせた、4年を超えない期間とすることで意見が一致しています。

また、具体的にどのようにして見直し、改正していくべきかについても検討を行いました。条例の見直しに当たり、市民の意見を必ず反映していくための方法を規定しておいた方が良いという考えから、審議会等を設置するといった具体的な仕組みについても意見がありました。そこで、条例の見直しに伴う具体的な検討の手法は、市長の判断に委ねられることとなりますが、この条例の趣旨やこれまでの策定経過を踏まえ、見直しの時点で最も適切な方法により市民参画が十分に図られるよう、また市民の意見が反映されるよう配慮することを規定することとしました。

## 【説明】

- 1 この条例は、制定することが目的ではありません。市民と共に創り上げたこの条例を活用し、さらにこの条例を守り育てていくことで、燕市をより魅力あるまちにするための道筋が見えてくるのではないかと考えます。また、時代や社会経済情勢の変化などにより、条例の運用に当たって問題が生じることもあります。こうしたことから、条例の実効性を確保するため市民と共に定期的な見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てていく進化する条例」を目指していくことを明らかにしています。
- 2 この条例を見直しする際は、条例の趣旨に基づき市民参画を求めて検討することを明らかにしています。

市民参画の方法については、パブリックコメントのほか、審議会等の委員公募による検討など、見直しの時点で最も適切であると市長が認める方法により実施していくことで、市民の意見を見直しに反映させる必要があります。

### (条例の見直し)

- 第 37 条 市長は、この条例の施行後、4 年を超えない期間ごとに、条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとします。
- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画を求めて検討を行うとともに、市民の意見を適切に反映させなければなりません。

## IV おわりに

---

市民検討会議では、はじめに述べたように、平成21年6月の発足以来、約1年半にわたり16回の会議を重ね、この提言書を策定しました。

この条例は、案の段階から市民が参画し、条文の作成に至るまで市民の意見を反映しながら、市民と市の職員が力を合わせて創り上げる初めての条例です。

この策定作業を通じて、様々な意見をまとめることの難しさと、人の意見を聴き、取り入れていくことの大切さを実感することができました。また、すべてが成功ではなく、課題が残るものであったかもしれません。今回の燕市における条例策定のプロセスは、携わった市民と市職員との共有の財産です。市民検討会議は、まちづくり基本条例の素案を策定することが目的でしたが、それ以上に、一人一人の力は小さくても、力を合わせればまちづくりの大きな原動力になることを確認し合うことができ、市民公募委員及び市の職員委員は、今回のプロセスで得たものは大きかったのではないのでしょうか。

より魅力ある燕市にしていくためには、地域や市全体の課題について話し合いを積み重ね、まちづくりを自分たちの問題として考えていくことが大切です。そして、市民、市議会、市など、まちづくりに関わるすべての人々が共に地域の課題解決に取り組んでいくことが必要であると思います。

その基本ルールとなるのが「燕市まちづくり基本条例」です。まちづくり基本条例は策定したから終わりではありません。やっと今、新しいまちづくりのスタートラインに立ったのだと思います。

この条例が、これから市民と市が手を携えて、新しいまちづくりの形を創っていくための礎となることを切に願っています。

最後になりましたが、まちづくり基本条例の検討において、アドバイザーとして市民学習会や市民検討会議で献身的に私たちを導いていただきました新潟大学准教授 馬場健先生と、熱心に議論していただいた市民公募委員と職員委員のメンバー全員に感謝の意を表します。

燕市まちづくり基本条例市民検討会議

## V 参考資料

### ◆1. 市民検討会議開催状況

回数	開催日	内容
第1回	平成21年 6月6日(土)	○ 燕市まちづくり基本条例市民検討会議設置の趣旨及び運営説明等 ○ 講演 テーマ 「(仮称)まちづくり基本条例の検討にあたって」
第2回	7月4日(土)	○ 講演 テーマ 「まちづくり基本条例の先進地事例」 ○ ワークショップ 「まちづくり基本条例に期待すること」【意見交換】
第3回	8月1日(土)	○ ワークショップ 「まちづくり基本条例に期待すること」【発表】 ○ 旗揚げアンケート 「市民参画と協働とは」 ○ ワークショップ 「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」【課題抽出】
第4回	9月5日(土)	○ ワークショップ 「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」【解決策の検討】
第5回	10月7日(水)	○ ワークショップ 「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」【発表】
第6回	11月14日(土)	○ ワークショップ 「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」【主体の抽出】
第7回	12月5日(土)	○ ワークショップ 「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」【主体の役割の抽出】
第8回	平成22年 1月9日(土)	○ ワークショップ 「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務の意見の整理」【発表】
第9回	3月13日(土)	○ 意見交換 テーマ 「(仮称)まちづくり基本条例の要素案(中間まとめ)」 ○ ワークショップ 「まちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」【発表】
第10回	4月17日(土)	○ ワークショップ 「(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討」 「第1章 総則」について
第11回	5月15日(土)	○ ワークショップ 「(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討」 「第2章 まちづくりの主体」について
第12回	6月5日(土)	○ ワークショップ 「(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討」 「第3章 協働、第4章 市民参画」について
第13回	7月3日(土)	○ ワークショップ 「(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討」 「第5章 情報共有、第6章 市政運営、第7章 条例の尊重及び見直し」について
第14回	8月7日(土)	○ ワークショップ 「(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討」 「前文と条例の名称」について
第15回	9月11日(土)	・ 条例案の全体調整
第16回	10月9日(土)	・ 条例案の最終調整

◆2. 学習会開催状況

まちづくり基本条例市民学習会 (自由参加により毎回テーマを変え8回開催)

回数	開催日	内容	参加
第1回	平成20年 8月23日(土)	○ 講演「まちづくりの担い手は誰か」 ○ パネルディスカッション「住民と行政のパートナーシップ再構築に向けて」	114人
第2回	9月27日(土)	○ 講演「まちづくり基本条例の先進地事例」	69人
第3回	11月1日(土)	○ 講演「政策過程と住民の関わり」 ○ 意見交換「燕市のまちづくりの担い手－現状－」	61人
第4回	11月29日(土)	○ 事例紹介「燕市のまちづくりの事例について」	64人
第5回	12月20日(土)	○ ワークショップ「地域の公共的課題の解決法～課題の抽出～」について	53人
第6回	平成21年 1月24日(土)	○ ワークショップ「地域の公共的課題の解決法～各主体の役割～」について	49人
第7回	2月14日(土)	○ ワークショップ「地域の公共的課題の解決法～まとめ～」について	48人
第8回	3月14日(土)	○ 講演「学習会を通して学び、考えてきたまちづくりの在り方についてのまとめ」 ○ 「まちづくり基本条例の制定に向けた今後の取り組み」について	49人

## ◆3. 委員等名簿

燕市まちづくり基本条例市民検討会議

(五十音順・敬称略)

区分	氏名	行政区(所属)	備考
市民公募委員	赤羽 亮之	新栄町	(平成 21 年度)
市民公募委員	池田 信行	下太田	
市民公募委員	市川 弘	分水新町一丁目	
市民公募委員	今井 耕治	中島	
市民公募委員	宇佐美 弘	吉田旭町三丁目	
市民公募委員	遠藤 貴子	吉田曙町	
市民公募委員	長田 達朗	吉田弥生町	
市民公募委員	小原 佑介	又新	
市民公募委員	小柳 保男	勘新	
市民公募委員	加藤 一夫	雀森	
市民公募委員	川瀬 信子	新生町	
市民公募委員	小林 正美	吉田旭町三丁目	
市民公募委員	小林 由美子	八王寺	
市民公募委員	斎藤 久美子	吉田寿町	
市民公募委員	清水 裕	熊森	
市民公募委員	下村 篤	熊森	
市民公募委員	竹井 満喜子	宮町	
市民公募委員	田邊 松夫	大川津	
市民公募委員	中村 みのる	吉田神田町	
市民公募委員	早川 英夫	吉田東栄町	
市民公募委員	藤森 則久	大曲	
市民公募委員	本間 稔	灰方	
市民公募委員	安田 和正	分水東学校町	
市民公募委員	山田 良兵	下諏訪	
市民公募委員	鷺澤 文忠	分水学校町	
職員委員	石村 由紀	(農政課)	
職員委員	五十嵐 潤一	(総務課)	(平成 22 年度)
職員委員	岡田 美穂	(総務課)	
職員委員	門倉 章子	(土木課)	(平成 21 年度)
職員委員	西海知 誓	(生活環境課)	
職員委員	酒井 緑	(議会事務局)	
職員委員	酒井 善和	(土木課)	
職員委員	武田 芳貴	(財政課)	
職員委員	土田 和実	(税務課)	
職員委員	富所 豊	(吉田サービスセンター)	
職員委員	服部 一広	(分水サービスセンター)	
職員委員	原田 幸治	(保険年金課)	
職員委員	広瀬 雅則	(生涯学習課)	
職員委員	細貝 佳子	(健康づくり課)	
職員委員	松本 和幸	(経営戦略室)	
職員委員	向井 康弘	(総務課)	

区分	氏名	備考
アドバイザー	馬場 健	新潟大学大学院実務法学研究科准教授